

官報

号外 昭和二十四年十二月四日

○第六回 衆議院會議録第二十四号

昭和二十四年十二月三日(土曜日)

議事日程 第二十三号

午後一時開議

〔日程は本号の末尾に掲載〕

●本日の會議に付した事件

恩給法臨時特例改正に関する請願

外千十三請願

五ヶ瀬川改修促進の請願外二十請願

刑事補償法案(内閣提出、參議院回付)

國際觀光ホテル整備法案(本院提出、參議院回付)

考查特別委員長の同委員会における調査の中間報告

理學博士湯川秀樹君に対する感謝決議案(星島二郎君外九名提出)

政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案(松澤兼人君外四十六名提出)

中小企業振興に関する決議案(神田博君外二十三名提出)

雲氣事業再編成に関する決議案(神田博君外二十三名提出)

中小企業の金融に関する決議案(田中義之進君外四十六名提出)

金融こう塞打開に関する決議案(苦米地義三君外五名提出)

午後九時三十分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

恩給法臨時特例改正に関する請願

外千十三請願

○議長(幣原喜重郎君) 本日の日程に掲載してあります請願全部を一括して議題といたします。

各請願は委員長報告を省略して採択することとし、同種の議案議決の結果採択とみなすものの整理については議長に一任するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

恩給法臨時特例改正に関する請願外千十三請願に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

五ヶ瀬川改修促進の請願(佐藤重遠君紹介)(第五十六号)

川水流、黒木間の五ヶ瀬川に橋り、より架設の請願(佐藤重遠君紹介)(第三十五号)

宮崎県の災害復興助成の請願(佐藤重遠君外五名紹介)(第一一五号)

天塩川河口改修工事施行の請願(玉置信一君紹介)(第一四二号)

天塩町の道路改修に関する請願(玉置信一君紹介)(第一四六号)

天塩、幌延間の天塩川に架橋の請願(玉置信一君紹介)(第一四七号)

村道曾木大保下線改修の請願(佐藤重遠君紹介)(第二六七号)

妻木町の地域給引上げに関する請願(加藤錦造君紹介)(第四八号)

特殊勤務手当支給に関する請願(赤松勇君紹介)(第六一号)

同(加藤充君紹介)(第九八号)

生郷村の勤務地手当地域給を乙地域に引上げの請願(佐々木盛雄君紹介)(第六七五号)

政令第二百六十四号の一部改正に関する請願(河田賢治君外二名紹介)(第七一〇号)

同(中原健次君紹介)(第七二二号)

伊豆七島の勤務地手当地域給を特地域に引上げの請願(菊池義郎君紹介)(第九二二号)

寒冷地、積雪地給及び石炭手当支給促進に関する請願(江崎一治君外三名紹介)(第一〇九七号)

寒冷地手当支給促進に関する請願(松澤兼人君外五名紹介)(第一一〇〇号)

政令第二百六十四号の一部改正に関する請願(小川平二君紹介)(第一二三号)

同(井出二太郎君紹介)(第二二四号)

同(田方廣文君外一名紹介)(第一二五号)

超過勤務手当完全支給に関する請願(伊藤憲一君外一名紹介)(第一一六五号)

寒冷地給、石炭手当支給に関する請願(岡田春夫君外二名紹介)(第一一九〇号)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、五ヶ瀬川改修促進の請願外二十請願を一括議題とし、委員長の報告を省略して、ただちに採択されんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

五ヶ瀬川改修促進の請願外二十請願を一括して議題といたします。各請願は委員長の報告を省略して採択するに決しました。(拍手)

五ヶ瀬川改修促進の請願外二十請願に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

○議長(幣原喜重郎君) この際暫時休憩いたします。

午後九時十五分休憩

午後十一時十四分開議

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き會議を開きます。

刑事補償法案(内閣提出、參議院回付)

○議長(幣原喜重郎君) ただいま參議院から刑事補償法案及び國際觀光ホテル整備法案の両案が回付せられました。この際議事日程に追加して右回付案を順次議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

刑事補償法案の參議院回付案を議題といたします。

刑事補償法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十四年十二月三日

參議院議長 佐藤 尙武

衆議院議長 幣原喜重郎

(補償決定の公示)

第二十四條 裁判所は、補償の決定が確定したときは、その決定を受けた者の申出により、すみやかに決定の要旨を、官報及び新聞紙に各一回以上掲載して公示しなければならない。

2 前項の申立は、補償の決定が確定した後二箇月以内にしなければならない。

3 第一項の公示があつたときは、さらに同項の申立をすることはできない。

4 第三項の規定は、第五條第二項

前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した場合に準用する。

(免訴又は公訴棄却の場合における補償)
第二十五條 刑事訴訟法の規定による免訴又は公訴棄却の裁判を受けた者は、もし免訴又は公訴棄却の裁判を受けた事由がなかつたならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるときは、国に対して、抑留若しくは拘禁による補償又は刑の執行若しくは拘留による補償を請求することができる。

2 前項の規定による補償については、無罪の裁判を受けた者の補償に関する規定を準用する。補償決定の公示についても同様である。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、昭和二十五年三月三十一日以前に補償の決定又は第五條第二項前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定が確定した事件については、第二十四條の公示は、同條の規定にかかわらず、官報だけで行うものとす。

2 刑事補償法(昭和六年法律第六十号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 この法律の〇は、この法律に特別の規定のある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 日本国憲法施行後この法律施行前に無罪の裁判を受けた者に係る補償については、この法律施行後一年以内に、この法律の規定により補償の請求をすることができ

5 この法律施行前補償の決定があ

つた事項について前項の規定による補償の請求があつた場合には、裁判所は、前にした補償の決定による補償金の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

6 旧法の規定により補償をした旨が官報に掲載されたときは、第四項の請求に対し補償の決定又は第五條第二項前段に規定する理由による補償の請求を棄却する決定があつた場合でも、第二十四條の規定による申立をすることはできない。

7 前四項の規定の適用については、旧刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号)又は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号。以下「應急措置法」という。)の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

8 應急措置法第十七條の上告において無罪の言渡を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法第十一條第二項の規定による拘置を受けた場合には、その刑の執行及び拘置は、この法律の適用については、第一條第二項の規定による刑の執行又は拘置とみなす。

9 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)第二條の規定により旧刑事訴訟法及び應急措置法による場合において、これらの法律の規定による事項で刑事訴訟法にその規定に相当する規定

のあるものは、この法律の適用については、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

〇議長(幣原喜重郎君) 採決いたします。本案の參議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて參議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

國際觀光ホテル整備法案(本院提出、參議院回付)

〇議長(幣原喜重郎君) 次に國際觀光ホテル整備法案の參議院回付案を議題といたします。

國際觀光ホテル整備法案
右の貴院提案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十四年十二月三日

參議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎君
(小字及びは參議院修正)
登錄ホテル業の用に供する建物に対する地(家屋税の減額)
方税の不均一課税

第七條 登録ホテル業の用に供する建物(以下「登録建物」という。)は、地方税法(昭和二十三年法律第七十号)第十四條第二項(公益等に因る不均一課税)の規定の適用があるものとす。たものについては、当該建物によるホテル業開始の年及びその翌年から五年間は、家屋税及び家屋税附加税(以下「家屋税」と総称する。)をそれぞれ二分の一に減額する。但し、ホテル業開始の後登

録を受けた場合には、その軽減期間内において、当該登録を受けた年から減額する。

2 前項の規定は、ホテル業の譲受又はホテル業を営む会社の合併により取得した建物については、適用しない。但し、前項の家屋税の軽減期間の残存する場合においては、その残存期間内に限り、同項の規定による家屋税の減額をする。

3 第一項の規定は、ホテル業又は登録ホテル業を営む者が、登録ホテル業の用に供するために、当該ホテルに改築又は増築をした部分に限り、準用する。この場合において、同項中「当該建物によるホテル業開始の年」とあるのは、「当該改築又は増築した部分によるホテル業開始の年」と読み替へるものとす。

4 第一項から前項までの場合において、家屋税の減額に關し必要な手続については、條例で定める。(税の追徴)

第十四條 主務大臣は、第一一條の規定による登録の取消があつたとき、又は前二條の規定により登録の取消があつたものとみなされたときは、第七條及び第八條の規定は適用がなかつたものとみなすことができる。但し、特にやうじよすべき事情があると認める場合にはこの限りでない。

2 前項の規定により第七條及び第

八條の規定の適用がなかつたものとみなされた場合においては、地方税、家屋税又は法人税を追徴する。

2 前二項の規定の施行に關し必要な事項は、法人税に關しては政令で、地方税に關しては條例で定める。

〇議長(幣原喜重郎君) 採決いたします。本案の參議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて參議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

考查特別委員長の同委員会における調査の中間報告

〇議長(幣原喜重郎君) この際、考查特別委員会における調査の中間報告を求めます。考查特別委員長 鍛冶良作君。

(鍛冶良作君登壇)

〇鍛冶良作君 理学博士湯川秀樹君は、去る十一月三日の文化の日に、スエーデン科学院から一九四九年度ノーベル物理学賞を授與されました。これは日本人としては初めての受賞でありまして、この湯川博士の業績が、日本の科学の發達に寄與したことはもちろん、世界的水準を抜く學術上の功績を日本人みずからの手でなし遂げ、平和日本の文化面に自信と光明を與えたものであるという理由をもちまして、本委員会の福井、神山両委員から、これが調査と表彰を要求する提案がなされたのであります。

これに対して、本委員会では、去る十一月三十日、日本學術會議會長龜山直

人君、同副会長仁科芳雄君、元名大講師武谷三男君の三君に参考人として出頭を求め、その意見を聴取し、さらに種類の参考資料により調査をいたしました。次のような結果に到達しました。

すなわち、湯川博士の業績は、世界的に輝かしいもので、一には日本再建に寄與し、二には日本、いな世界の科学発達に甚大の寄與をなしたものと認められますから、この際何らかの適切な方法をもつて湯川博士の功績を表彰すべきだという決定に到達したのであります。しかし、この功績は、ひとり湯川博士だけの榮譽にとどまらず、日本国民が獲得した榮譽と申さなければなりません。従いまして、国民の代表たる衆議院において、湯川博士の功績に対して感謝の意を表明するため、感謝決議をせられんことをお願いいたしますのであります。(拍手)

ひるがえつて、わが国現在における科学研究の諸條件を顧みまする場合、湯川博士の功績によつて築かれたところの榮譽ある地位を永久に維持して参りますためには、深い反省が要請されるのであります。一天才の大きな業績をばぐむためには、大きな下地を必要といたします。天才と下地が両相まつことによつて、そこに初めてたくましい発展が期待されるのであります。

つきましては、この機会におきまして、わが国の科学施設の不十分な点を十分認識いたしまして、科学研究者の能力発揮を阻害しております現状を改善することは、きわめて緊要なものと存じます。(拍手)理論と実験とは、科学の発達上車の両輪のようなものでありますから、この際、理論物理学と並行して、実験物理学の発展をはかることがきわめて必要であります。このたび湯川博士によつて築かれた日本物理学の栄位を永久に維持し、理論物理学界のあけぼのの時代をさらに発展させて、輝かしい白日の時代を開くため、すみやかに実験物理学の施設充実が必要だといわれております。政府は、この偉大なる功績を表彰する意味において、これらの点を勘案せられまして、可及的適切な措置を講ぜられるよう、ここに要求することといたします。

右御報告申し上げますが、時間の關係上理由を省略いたしまして、議長の許可を得て會議録に載せたいと思ひますから、詳細はそれによつてお知らせを願ひたいと思ひのであります。(拍手)

〔参照〕

湯川博士の業績は、物質構造探究のかぎといわれます中間子の存在を世界にさきがけて予言し、その理論的研究を發展させたという点にあります。これは、学界のひとしく確認するところでありまして、原子核には陽子と中性子とありまして、この二つは何か非常に強い力によつて結び合はれてゐるが、その力というのはい何であるか。この疑問を対象として研究を進めて参りました結果、湯川博士は中間子の存在を予言し、「素粒子の相互作用について」という論文をもつて研究の顛末を発表したのが学位論文となつております。予言は一九三四年のことでありまして、一九三七年に至りまして、米国のアンダーソン氏が、実験によつて、この湯川博士の予言を裏つ

け、次いで仁科芳雄博士も、「新荷電粒子」の研究によつて湯川理論を実証したのであります。

このころから、湯川理論は俄然世界注目の的となり、わが国では、博士や、その共同研究者のグループによつて熱心な研究が続けられ、同時に欧米におきまして、博士の中間子論を基礎として理論研究が進められて参り、それに実験的資料もだん／＼加えられて、ここにいよいよ博士の中間子理論は世界の学界から確認されることになつたのであります。

この湯川博士の中間子理論は、素粒子間の相互作用の研究に先人未踏の道を開いたものでありまして、原子核構造の探究に寄與したところ、すこぶる大なるものがあります。この意味において、日本の物理学を世界の水準に推し出した湯川博士の功績は、きわめて偉大なものと申さなければなりません。

しかも、この湯川博士の業績は、博士独自の研究によつて得られたものでありまして、外国の学者から特別の指導を受けたものでないというところに、博士の功績を一段と価値づける理由が見出されるのであります。ちなみに博士は、いわゆる湯川理論を発表するまでは、かつて一度も外国の土地を踏んでおられないことを附言いたしました。もつとも、湯川博士が素粒子の世界的研究に成功したことにつきましては、多数の日本物理学者の協力があつたことを見のがすわけには参りません。しかし、湯川博士の中間子存在の予言に基く湯川粒子、すなわちメソンに関する理論研究

がありましてお陰で、日本の理論物理学が、今日世界から尊重される水準に達することができたものであります。この業績たるや、ただに日本学界だけではなく、実に世界の学界に貢献するものであるといふことは、学者のひとしく認めるところであります。

湯川博士は、昨年九月渡米いたしました。最初オツペンハイマー博士の主宰するインスティテュート・オブ・アドヴァンスト・スタディで原子物理学の研究に参画し、この秋からは、一箇年の約束で、コロンビア大学で素粒子理論についての講義を引受けることになりました。これなども、湯川博士の業績が世界の学界から非常に高く買われているという証拠の一端を示すものと思ひます。

湯川博士は、終戦後、プログレッソ・オブ・セオレティカル・フィジックスと申す一年四回の季刊雑誌を主宰しております。雑誌の経営主は日本物理学会でありまして、この雑誌は日本の理論物理学を網羅してあり、戦時中も湯川理論を基礎として研究を進め、世界各国に先んじて、いろいろ新しい理論物理学の研究を続々発表いたして参りましたので、外国でも非常に賞賛を博しているといふことであります。これなども、わが国学界に対する大なる功績の一つだと申さなければなりません。

以上御報告申し上げた通り、湯川博士の業績は、まことにさんぜんたるものであります。日本ばかりでなく、世界の科学の発達に偉大な貢献をいたしましたことは歴然たるものがあります。さような次第でありますから、日

本学士院では、すでに昭和十五年五月十四日、「素粒子間の相互作用に関する理論的研究並びに宇宙線の新粒子メソンの存在に関する予言」という発表論文に対して、学士院として最高の賞であります恩賜賞を授與いたしました。次いで昭和十八年四月二十三日には、同博士の研究が国家に及ぼした功績を取上げまして、天皇陛下から文化勳章が授與されたのであります。ところが今度は、ノーベル賞物理学委員会が、湯川博士の学位論文を対象といたしまして、一九四九年ノーベル物理学賞を同博士に授與することになつたのであります。

そも／＼ノーベル賞とは、アルフレッド・ベルンハルド・ノーベル氏の遺言によつて設定され、一九〇一年以来毎年、人類の利益のために最大の貢献をした者に授與されるもので、物理学、化学、医学及び生理学、文学、平和の部門にわかれておりますが、国際文化賞としては世界の最高權威であると一般から認められておるのであります。

湯川博士などは、ノーベル賞物理学委員会は世界最高の權威者の集まりであるから、その学術上の判断には少しの誤りもあるべきはずはない、従つて、このノーベル賞を授與された湯川博士の業績は当然世界的榮譽に値するものだと保証しておるのであります。次に湯川博士は、一口に申しますると、紳士または温厚なる君子といった人柄の方ださうであります。円満と申しましたら、ふくよかと申しましたら、まことに穏やかな性格の人であります。南西や短歌の趣味も備えておる方だといわれます。

以上、湯川博士表彰の要求提案について、本委員会調査の結果得られましたところの概略を御報告申し上げた次第であります。その結果といたしまして、本委員会は、全員一致をもって、次のような結論に到達いたしました。

すなわち、湯川博士の業績は世界的に輝かしいもので、一には日本再建に寄與し、二には、日本、いな世界の科学発達に甚大の寄與をなしたものと認められます。よつて日程は追加せられ、方法をもちて湯川博士の功績を表彰すべきだという決定に到達したのであります。こういった表彰措置をとることは、湯川博士の偉大な功績に報いるゆえんであります。とともに、授賞者側であるスエーデン科学院内ノーベル賞委員会に対する儀礼だと考えられるのであります。同時に、湯川博士表彰の結果は必ずやわが国の科学作興に資する刺激になるのではないかと考えられます。こうした理由に基きまして、本委員会は湯川博士の表彰を決定した次第であります。しかして、この功績は、ひとり湯川博士だけの榮譽にとどまらず、日本国民が獲得した榮譽と申さなければなりません。従いまして、国民の代表たる衆議院において、湯川博士の功績に対して感謝の意を表明するため感謝決議をせられんことをお願いいたしますのであります。

二郎君外九名提出、理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原重厚郎君） 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長（幣原重厚郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられ、方法をもちて湯川博士の功績を表彰すべきだという決定に到達したのであります。こういった表彰措置をとることは、湯川博士の偉大な功績に報いるゆえんであります。とともに、授賞者側であるスエーデン科学院内ノーベル賞委員会に対する儀礼だと考えられるのであります。同時に、湯川博士表彰の結果は必ずやわが国の科学作興に資する刺激になるのではないかと考えられます。こうした理由に基きまして、本委員会は湯川博士の表彰を決定した次第であります。しかして、この功績は、ひとり湯川博士だけの榮譽にとどまらず、日本国民が獲得した榮譽と申さなければなりません。従いまして、国民の代表たる衆議院において、湯川博士の功績に対して感謝の意を表明するため感謝決議をせられんことをお願いいたしますのであります。

○議長（幣原重厚郎君） 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長（幣原重厚郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられ、方法をもちて湯川博士の功績を表彰すべきだという決定に到達したのであります。こういった表彰措置をとることは、湯川博士の偉大な功績に報いるゆえんであります。とともに、授賞者側であるスエーデン科学院内ノーベル賞委員会に対する儀礼だと考えられるのであります。同時に、湯川博士表彰の結果は必ずやわが国の科学作興に資する刺激になるのではないかと考えられます。こうした理由に基きまして、本委員会は湯川博士の表彰を決定した次第であります。しかして、この功績は、ひとり湯川博士だけの榮譽にとどまらず、日本国民が獲得した榮譽と申さなければなりません。従いまして、国民の代表たる衆議院において、湯川博士の功績に対して感謝の意を表明するため感謝決議をせられんことをお願いいたしますのであります。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

理学博士湯川秀樹君に対する感謝決議案

衆議院は、日本における最初のノーベル賞受賞者理学博士湯川秀樹君の偉大な功績に対し特に院議をもつて感謝の意を表する。

右決議する。

許可を得まして會議録に載せさせていただきますことにいたします。右御了承を願います。（拍手）

（参照）

去る十一月三日、文化の日にあたりに、ストックホルムからの外電は、わが京都大学の教授で、目下プリンストン大学の客員として在米中の湯川秀樹博士に対し、世界科学界の最高の名譽の表徴たるノーベル賞が授與されることを伝えて参りました。文化日本再建の途上にあるわが日本にとつて、欣幸の上にあることでもあります。国際文化賞としての最高權威でありますノーベル賞の由来については、いまさら説くまでもなく、先刻審査委員長御説明の通りであります。その受賞者こそは、文字通り人類文化の英雄であり、学界における最高峰の榮譽であります。

かつて日本人中、故澁澤榮一氏が平和候補に、また黄熱病研究者として偉大なる医学者、故野口英世博士が医学賞候補に挙げられたことがありましたが、これら大偉人にしてなお実現を見ず、東洋人にしてこの榮譽に浴したものは、インドの生理学者ジュネス・ボルテット氏及び同じくインドの物理学者ラマン氏、詩人のタゴール氏、医学のボース氏等の四人が最初であります。従いまして、今回の湯川博士の受賞は、ただに日本人最初のものであるばかりでなく、実に東洋人の頭脳と智慧に與えられた榮譽であるといふことが出来るのであります。いまだ戦後数年、あらゆる部門において低調にあえぐ敗戦日本が、ノーベル賞受

賞者湯川秀樹博士を持つにいたつたことは、民族全体を感奮興起させる大きな刺激剤であるとともに、日本人の素質も世界最高の水準に達し得られるものであるといふことを、実力をもつて示したものであります。すなわち、湯川博士の名譽は、あらゆる意味において戦後日本に贈られた最大の朗報でありまして、敗戦によつて戦争を放棄し、文化国家を目指す日本の学界に、迷途の雲を破つてさしのぞいた、さんぜんたる曙光ともいわれましょう。

博士の業績は、中間子たるメソン又はメソトン、すなわちニウコンの発見と、その理論研究の完成にあるといわれ湯川博士が、この中間子論を初めて学界に発表しましたのは、一九三四年、大阪大学助教授、当時、若くも二十八歳の時で、同年十一月、日本物理学会で、素粒子の相互作用についてと題し、原子核はプロトンとニュートロンが結合して出来ているが、これが結合し得るのは、電子の約百億の質量を持つ粒子が介在して、その媒介によつて両者が交互に転換し合うためであると、宇宙に今まで発見されなかつた新しい未知の粒子、中間子というものが存在することを理論的に予言し、次いで一九三七、八兩年にわたり、現名古屋大学坂田教授、同武谷講師、京都大学小林教授等とともに二、三、四報が発表され、当時の学界を大きく刺激しました。その直後、米国のアンダーソン、少し遅れて仁科博士等が、ともに湯川理論で予言していた新粒子を実験的に発見確認するに及んで、にわかにはユカワ粒子は世界的に注目され始め、かくて日本物理学が世界をリード

する部門を持つ端緒を開いたのであります。

この湯川理論の要点とは、原子核の構成要素である中性子、陽子間に働く力の性質を説明するためには、電子の百倍程度の質量を持つ粒子が存在すべきであるといふことを予想した点にあります。すなわち、電氣を帯びたものは電氣の力で結合し、その力の強さは距離の二乗に逆比例して弱まるものであるが、陽子、中性子間の力は、このような性質のものでなく、非常に短かい距離内でのみ働く強い力であり、この性質を説明するためには、この媒介する粒子の持つ質量が電子の百倍程度のものであらうと予想したのであります。

湯川博士がこの新粒子の発見端緒をつかんだのは、ハイゼンベルグの電磁場の理論、電子間に働く力の場すなわち電磁場を量子論の対称として取扱つた形式にならぬ、湯川博士は、陽性子、中性子間に働く力の場にその理論を適用して得たのであります。

かくて、その後世界の学界は、期せずしてユカワ粒子をめぐつて理論的あるいは実験的に研究を試みた結果、湯川理論は、かなりの変化を見た。すなわち、前記坂田、井上健西氏によつて、宇宙線内中間子と、核力に伴われる中間子と区別すべきことを、一九四三年に提唱し、これが実験的には、最近ローマ大学、プリンストン大学の研究者たちによつて確かめられており、その他種々の中間子の存在も実験的に明らかになりつつあります。現在湯川理論が、このように多少の変化を来したとはいへ、その理論が中間子研究という

する部門を持つ端緒を開いたのであります。

この湯川理論の要点とは、原子核の構成要素である中性子、陽子間に働く力の性質を説明するためには、電子の百倍程度の質量を持つ粒子が存在すべきであるといふことを予想した点にあります。すなわち、電氣を帯びたものは電氣の力で結合し、その力の強さは距離の二乗に逆比例して弱まるものであるが、陽子、中性子間の力は、このような性質のものでなく、非常に短かい距離内でのみ働く強い力であり、この性質を説明するためには、この媒介する粒子の持つ質量が電子の百倍程度のものであらうと予想したのであります。

湯川博士がこの新粒子の発見端緒をつかんだのは、ハイゼンベルグの電磁場の理論、電子間に働く力の場すなわち電磁場を量子論の対称として取扱つた形式にならぬ、湯川博士は、陽性子、中性子間に働く力の場にその理論を適用して得たのであります。

かくて、その後世界の学界は、期せずしてユカワ粒子をめぐつて理論的あるいは実験的に研究を試みた結果、湯川理論は、かなりの変化を見た。すなわち、前記坂田、井上健西氏によつて、宇宙線内中間子と、核力に伴われる中間子と区別すべきことを、一九四三年に提唱し、これが実験的には、最近ローマ大学、プリンストン大学の研究者たちによつて確かめられており、その他種々の中間子の存在も実験的に明らかになりつつあります。現在湯川理論が、このように多少の変化を来したとはいへ、その理論が中間子研究という

する部門を持つ端緒を開いたのであります。

この湯川理論の要点とは、原子核の構成要素である中性子、陽子間に働く力の性質を説明するためには、電子の百倍程度の質量を持つ粒子が存在すべきであるといふことを予想した点にあります。すなわち、電氣を帯びたものは電氣の力で結合し、その力の強さは距離の二乗に逆比例して弱まるものであるが、陽子、中性子間の力は、このような性質のものでなく、非常に短かい距離内でのみ働く強い力であり、この性質を説明するためには、この媒介する粒子の持つ質量が電子の百倍程度のものであらうと予想したのであります。

この湯川理論の要点とは、原子核の構成要素である中性子、陽子間に働く力の性質を説明するためには、電子の百倍程度の質量を持つ粒子が存在すべきであるといふことを予想した点にあります。すなわち、電氣を帯びたものは電氣の力で結合し、その力の強さは距離の二乗に逆比例して弱まるものであるが、陽子、中性子間の力は、このような性質のものでなく、非常に短かい距離内でのみ働く強い力であり、この性質を説明するためには、この媒介する粒子の持つ質量が電子の百倍程度のものであらうと予想したのであります。

湯川博士がこの新粒子の発見端緒をつかんだのは、ハイゼンベルグの電磁場の理論、電子間に働く力の場すなわち電磁場を量子論の対称として取扱つた形式にならぬ、湯川博士は、陽性子、中性子間に働く力の場にその理論を適用して得たのであります。

かくて、その後世界の学界は、期せずしてユカワ粒子をめぐつて理論的あるいは実験的に研究を試みた結果、湯川理論は、かなりの変化を見た。すなわち、前記坂田、井上健西氏によつて、宇宙線内中間子と、核力に伴われる中間子と区別すべきことを、一九四三年に提唱し、これが実験的には、最近ローマ大学、プリンストン大学の研究者たちによつて確かめられており、その他種々の中間子の存在も実験的に明らかになりつつあります。現在湯川理論が、このように多少の変化を来したとはいへ、その理論が中間子研究という

する部門を持つ端緒を開いたのであります。

この湯川理論の要点とは、原子核の構成要素である中性子、陽子間に働く力の性質を説明するためには、電子の百倍程度の質量を持つ粒子が存在すべきであるといふことを予想した点にあります。すなわち、電氣を帯びたものは電氣の力で結合し、その力の強さは距離の二乗に逆比例して弱まるものであるが、陽子、中性子間の力は、このような性質のものでなく、非常に短かい距離内でのみ働く強い力であり、この性質を説明するためには、この媒介する粒子の持つ質量が電子の百倍程度のものであらうと予想したのであります。

この湯川理論の要点とは、原子核の構成要素である中性子、陽子間に働く力の性質を説明するためには、電子の百倍程度の質量を持つ粒子が存在すべきであるといふことを予想した点にあります。すなわち、電氣を帯びたものは電氣の力で結合し、その力の強さは距離の二乗に逆比例して弱まるものであるが、陽子、中性子間の力は、このような性質のものでなく、非常に短かい距離内でのみ働く強い力であり、この性質を説明するためには、この媒介する粒子の持つ質量が電子の百倍程度のものであらうと予想したのであります。

湯川博士がこの新粒子の発見端緒をつかんだのは、ハイゼンベルグの電磁場の理論、電子間に働く力の場すなわち電磁場を量子論の対称として取扱つた形式にならぬ、湯川博士は、陽性子、中性子間に働く力の場にその理論を適用して得たのであります。

かくて、その後世界の学界は、期せずしてユカワ粒子をめぐつて理論的あるいは実験的に研究を試みた結果、湯川理論は、かなりの変化を見た。すなわち、前記坂田、井上健西氏によつて、宇宙線内中間子と、核力に伴われる中間子と区別すべきことを、一九四三年に提唱し、これが実験的には、最近ローマ大学、プリンストン大学の研究者たちによつて確かめられており、その他種々の中間子の存在も実験的に明らかになりつつあります。現在湯川理論が、このように多少の変化を来したとはいへ、その理論が中間子研究という

する部門を持つ端緒を開いたのであります。

この湯川理論の要点とは、原子核の構成要素である中性子、陽子間に働く力の性質を説明するためには、電子の百倍程度の質量を持つ粒子が存在すべきであるといふことを予想した点にあります。すなわち、電氣を帯びたものは電氣の力で結合し、その力の強さは距離の二乗に逆比例して弱まるものであるが、陽子、中性子間の力は、このような性質のものでなく、非常に短かい距離内でのみ働く強い力であり、この性質を説明するためには、この媒介する粒子の持つ質量が電子の百倍程度のものであらうと予想したのであります。

物理学研究の新しい分野を開き、ひいては物質の究極要素を理論的に導出する理論、すなわち素粒子論という学問の端緒となつた点は、学問上に偉大な貢献をもたらしたと言ひ得るのであります。

以上は学術上のことでありますが、なおさらに特筆大書すべきことは、湯川博士は人間的にも人格の高い、尊敬すべき物理学者であることであります。これらのことは、日本においても同僚先輩等が証明されていますが、マッハ計画で有名な、アトミツク・ボムの最も有力なる参画者であつたロバート・オッペンハイマー博士——湯川博士を米国に招いた人で、ブリクストン大学高等学術研究所長——も、前記の業績以外に、人間湯川として深い尊敬をしてゐると語つており、またコロンビア大学総長アイゼンハワー元帥も、十一月三日午後、湯川博士を総長室に招き、コロンビア大学にノーベル賞の受賞者を持つことは名誉である、との祝辞を述べたと言われます。

顧みますれば、サー・アイザック・ニュートンが、三百年前、万有引力を初めて唱道し、十八世紀の終りごろ、アボガドロは、物質の構成は分子より成ると説き、次いでダルトンは、分子はさらに原子より成ると唱え、第一次欧州大戦の始まる少し前、一九〇〇年初めごろから、さらに原子は電子（エレクトロン）により構成されていると推定されましたが、ますます理論物理学は進み、一九三〇年ごろには、イギリスのラザフォードは、原子核電子以外に中性子が介在しているといふことを確かめました。その後間もなく、わが湯川博士が、中性子ニュートロン以外に、物質の構成要素に中間子の存在を明らかにいたしました。原子説をアボガドロ、ダルトンが唱えて以来、ここまで来るのに実に二世紀近くの歳月を要しました。

なお感ぜられますことは、理論物理学の研究は、困難なる研究と難解を伴うものであります。普通十数年の研究がようやくして一項目結果することもあり、またしないこともあるのであります。まして、長い年月を要するものであります。

たとえば、今回の他のノーベル賞の受賞者ヘスにいたしても、ジョーグ・ヤノスにいたしても、いづれも六、七十歳の高齢であります。また世界の原子理論物理学界をリードしている一連の人々は、おおむねロサモスのマンハッタン計画の参加者であり、原子爆弾発明の中心人物であります。すなわち、スエーデンのニールス・ボーアであり、マイトナイ女史にして、オッペンハイマーやアインシュタイン、コナント、あるいはイタリアのフェルミ、ダンニンク等であります。が、いづれも老齢であります。これらの先輩に比して決して劣らぬ功績を、若くして湯川氏が樹立したことに、一段と感嘆の辞を惜しまないわけであり

等感に陥らんとする際、世界的水準を抜く学術上の功績を日本人みずからの手によつて樹立したことは、平和日本の文化面において自信と光明を與えてくれた功績は、実に大きいものといわざるを得ません。

湯川博士は、平和時代から経済的にゆたかな家庭に育ち、その環境も恵まれた立場にありましたが、日本の科学技術者たちは、いづれもしかりと言えないのであります。今国内一般の有為な科学者たちは研究資金の不足に悩み、過去において相当の水準にまで達したわが国科学界も、次第に先進国との開きを大きくし、遂には置きざりを食うおそれなしとしない状況にあるのであります。その結果は、国内資源の有効利用を妨げ、輸出品の品質向上をも困難にするわけであり、このような意味で仮死状態にある研究者の立場も、この際考慮すべきものと考えるのであります。しかして政府は、科学教育を最も重視し、第二、第三、の湯川輩を出すべきであります。

今日のごとき、国民を代表する国会各党の各位が科学躍進に特別な関心を持たれるようになりましことは、まことに欣快にたえません。湯川博士の表彰を機会といたしまして一言いたしますれば、平和産業、特に輸出産業にしても、あらゆる近代産業発展の基礎は科学技術の躍進にあることを認められまして、科学技術者のみならず、国会全部の各位が、科学立国の急先鋒となられ、科学研究のため飛躍的に十分なる予算的措置を考慮されんことを切望してやまないものであります。

以上、簡単なが所見を述べまし

て、湯川博士に対し全幅の感謝をささげるものであります。

○議長（幣原喜重郎君） 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。（拍手）

政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案（松澤兼人君外四十六名提出）
（委員会審査省略要求事件）

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、松澤兼人君外四十六名提出、政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君） 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。赤松勇君。

政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案

政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議

政府職員の生活窮乏は年末を控えていよいよはなはだしく、給與改訂の一日も速やかならんことを希望しているが、政府は、給與改訂に關しても真剣に考慮するとともに、差し当り越年のために超過勤務手当の完全支給をなすほか、あらゆる手段を講じ、困窮せる政府職員の生計を緩和するとともに、給與所得の年末調整に關しては、その徴収を昭和二十五年一、二、三月に分割してなすよう緊急の措置を講ずべきである。

右決議する。

〔赤松勇君登壇〕
○赤松勇君 ただいま議題となりました決議案の内容につきまして、その案文を朗読いたします。

政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に關する決議

政府職員の生活窮乏は年末を控えていよいよはなはだしく、給與改訂の一日も速やかならんことを希望しているが、政府は、給與改訂に關しても真剣に考慮するとともに、差し当り越年のために超過勤務手当の完全支給をなすほか、あらゆる手段を講じ、困窮せる政府職員の生計を緩和するとともに、給與所得の年末調整に關しては、その徴収を昭和二十五年一、二、三月に分割してなすよう緊急の措置を講ずべきである。

右決議する。

以上が本決議案の内容でございますが、明日人事院の方から政府に對しま

が、明日人事院の方から政府に對しま

して勧告案が提示されるというところをば聞き及んでゐるのであります。この際政府におかれましては、この決議の内容にありましますように、すみやかに給與改訂に關して真剣に考究していただきたいと思つてゐます。

なお、過ぐる十一月二十二日の人事委員会におきまして、増田官房長官は、政府を代表されまして、私の質問に對し、本年度中に超過勤務手当の完全支拂いを約束していただきましたことは、はなはだ欣快にたえないのでございしますが、超過勤務手当を完全に支拂うというところは、もとより当然なこととてございまして、なおこの決議案にありましますように、超過勤務手当の完全支給をなすほか、あらゆる手段を講じて、困窮しております政府職員の生計を緩和するために、その必要なる措置を講じていただきたいと思つてゐます。

なお給與所得の年末調整に關しましても、これまた重大な問題でございまして、ぜひ年末の勤務所得税の調整に關しましても何らか適當なる行政的措置を講じていただきまして、年末調整をぜひ来年一月、二月、三月に分割していただきたいということをばお願いしたいのでございします。

また、もう一点ぜひお願いしておきたいことは、特別職の職員の給與に關する法律第一條の二十四号、二十五号、二十六号に規定する職員及び教職員、地方公務員等に對しましても同様なる措置をば講じていただくように、万全の対策を立てていただきたいと思つてゐます。

以上、はなはだ簡單でございします

が、この決議案の内容を御紹介申し上げまして、希望意見を附して、願わくば全会一致でこれを決定し、政府はこの決議にこたえて、すみやかなる方法を講じていただきたいと思つてゐます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

中小企業振興に關する決議案(神田博君外二十三名提出)
(委員会審査省略要求事件)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、神田博君外二十三名提出、中小企業振興に關する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

中小企業振興に關する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。今澄勇君。

中小企業振興に關する決議案
中小企業振興に關する決議案
中小企業は、わが国経済構造上極めて大なる比重と分野とを占めてゐる。従つてその盛衰は直ちにわが国

経済そのものの盛衰に外ならない。

しかるに終戦以來四年有余を閱するや中小企業は内外事情の困難に逢着し、いまやその解決に全力を傾倒しなければならぬ事態に立ち至つた。就中経営の合理化及び陳腐化した施設の改良修理復元、所要原料資材の確保等に對する融資について、政府は細心の配慮を行つとともに急速なる対策を講ずべきである。

一方、中小炭鉱関係については、配炭公団が解散して生産業者の自売制度に切り換えられたについて、炭鉱、特に中小炭鉱中には、資金ひつ迫のため既に壊滅したものであるいはその一歩手前にあるものが少くない。なお、これら中小炭鉱中には、自由経済態勢下においては到底自立し得ないが、石炭増産の一翼として動員せられたものもある。

よつて政府は、この際当然自立し得べき中小炭鉱が資金難のため滅亡することなきようこれを援助するとともに、自立し得ないものに対しては適當なる整理資金を支給すべきである。

右決議する。

〔今澄勇君登壇〕
○今澄勇君 たいだいま議題となりました中小企業振興に關する決議案に關して趣旨弁明をいたします。

この決議案の内容は
中小企業振興に關する決議案
中小企業は、わが国経済構造上極めて大なる比重と分野とを占めてゐる。従つてその盛衰は直ちにわが国

経済そのものの盛衰に外ならない。

この決議案の内容は
中小企業振興に關する決議案
中小企業は、わが国経済構造上極めて大なる比重と分野とを占めてゐる。従つてその盛衰は直ちにわが国

経済そのものの盛衰に外ならない。

この決議案の内容は
中小企業振興に關する決議案
中小企業は、わが国経済構造上極めて大なる比重と分野とを占めてゐる。従つてその盛衰は直ちにわが国

経済そのものの盛衰に外ならない。

しかるに終戦以來四年有余を閱するや中小企業は内外事情の困難に逢着し、いまやその解決に全力を傾倒しなければならぬ事態に立ち至つた。就中経営の合理化及び陳腐化した施設の改良修理復元、所要原料資材の確保等に對する融資について、政府は細心の配慮を行つとともに急速なる対策を講ずべきである。

一方、中小炭鉱関係については、配炭公団が解散して生産業者の自売制度に切り換えられたについて、炭鉱、特に中小炭鉱中には、資金ひつ迫のため既に壊滅したものであるいはその一歩手前にあるものが少くない。なお、これら中小炭鉱中には、自由経済態勢下においては到底自立し得ないが、石炭増産の一翼として動員せられたものもある。

よつて政府は、この際当然自立し得べき中小炭鉱が資金難のため滅亡することなきようこれを援助するとともに、自立し得ないものに対しては適當なる整理資金を支給すべきである。

右決議する。

これが本文でございします。

中小企業がわが国産業経済の構造上きわめて重大なる比重を占めておることとは、いまさら申し上げるまでもないのでございしますが、過重なる徴税、購買力の減退、輸出入貿易の不振等、内外よりの圧力によつて、中小企業は、今やその破局の一歩手前に迫り詰まられておるといふのが実情でございします。

中小炭鉱においても、自由販売になつて以來のいろいろ施策が実現せられていないために、これまたまさに崩壊の

寸前に達しておるのでありまして、今日の中小企業対策は、一言にして言へば、融資を行い、これら企業に活力を入れることであり、しかもその機会は今日をおいてないのであります。中小企業の振興対策はしばしば論ぜられておりますけれども、すでに言い盡されました。要は、いかなる熱意と、いかなる情熱とを傾けて中小企業を救うかにあるものであるということを銘記しなければならぬのであります。(拍手)

簡單ながら、以上をもつて趣旨弁明にかゝる次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

電気事業再編成に關する決議案(神田博君外二十三名提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、神田博君外二十三名提出、電気事業再編成に關する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

電気事業再編成に關する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。今澄勇君。

電気事業再編成に關する決議案
電気事業再編成に關する決議案
電気事業は、わが国経済構造上極めて大なる比重と分野とを占めてゐる。従つてその盛衰は直ちにわが国

経済そのものの盛衰に外ならない。

この決議案の内容は
電気事業再編成に關する決議案
電気事業は、わが国経済構造上極めて大なる比重と分野とを占めてゐる。従つてその盛衰は直ちにわが国

題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。小西英雄君。

電氣事業再編成に関する決議案

電氣事業再編成に関する決議案
電氣事業の再編成について、政府は、最近通商産業省内に審議会を設け、持株整理委員会と連絡を保ちつつその結論を急いでいるが、結論を急ぐあまり当然拂うべき適当な注意を欠いたならば、復興途上にあるわが国経済界に無用の混乱を起し、電氣事業の能率を低下するのみならず、電源開発の遅延を来たす心配がある。

よつて、本院は、政府に対し速やかに次の事項につき適当な措置を講じ、その結果について本院に報告することを要求する。

一 電氣事業再編成の立案に當つては、その実施の時期、方法について万全の考慮を拂うこと。

二 電氣事業の円満な発展を期するために、速やかに合理的電氣料金を決定すること。

但し、料金が著しき地域差を生じ、特定地帯の産業を圧迫することのないように措置すること。

三 電源開発は、復興日本の最重要事項であるから、速やかに資金の融通を計り、電力確保と失業救済の二大目的を達成するように努力すること。

右決議する。

〔小西英雄君登壇〕

○小西英雄君 たいだいま上程せられました電氣事業再編成に関する決議案につきまして、提案者を代表いたしまして、簡明に提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず本決議案の案文を朗読いたします。

電氣事業再編成に関する決議案

電氣事業の再編成について、政府は、最近通商産業省内に審議会を設け、持株整理委員会と連絡を保ちつつその結論を急いでいるが、結論を急ぐあまり当然拂うべき適当な注意を欠いたならば、復興途上にあるわが国経済界に無用の混乱を起し、電氣事業の能率を低下するのみならず、電源開発の遅延を来たす心配がある。

よつて、本院は、政府に対し速やかに次の事項につき適当な措置を講じ、その結果について本院に報告することを要求する。

一 電氣事業再編成の立案に當つては、その実施の時期、方法について万全の考慮を拂うこと。

二 電氣事業の円満な発展を期するために、速やかに合理的電氣料金を決定すること。

但し、料金が著しき地域差を生じ、特定地帯の産業を圧迫することのないように措置すること。

三 電源開発は、復興日本の最重要事項であるから、速やかに資金の融通を計り、電力確保と失業救済の二大目的を達成するように努力すること。

右決議する。

以上であります。

次に、本決議案提案の趣旨を簡単に説明申し上げたいと思ひますが、省略いたしまして、議長の許可を得まして会議録に載せまして、皆様のお手元にお配りすることにいたします。(拍手)

(参照)

復興途上にあるわが国経済界で、最も重要な役割を占めておられるのは、電氣事業であるといつても過言ではないと思ひますが、この電氣事業は、戦時中総動員法の適用を受けて、政府の管理下に置かれ、今日に至るまでその形態を保持しておる日本発送電株式会社と、終戦後一応私企業の形態に復したといへ、戦時中そのまゝの九配電会社によつて、運営されておるのであります。

電氣事業の企業形態の善悪は、ただちに国民の生活の上に反映するのみならず、重要産業の興廃を左右するものでありますために、提案者である通商産業委員会の全委員は、常に重大関心を持つて研究調査を続けておる次第であります。

今回政府は、集中排除法により日本発送電株式会社を企業形態を変更し、さらに進んでわが国電氣事業の全般にわたつて再編成を行うために、通商産業大臣の諮問機関として審議会を設置し、その結論を急いでおるようであり、

論が得たものであつて、その実施の時期、方法を誤らず、平和日本再建のために真に有効適切なものであることを切望するとともに、先般承認を得た三十八箇所の水力地点と、五火力発電所の建設工事が予定通り着工されるように、資金、特に見返り資金の融通が今年度内に間違いなく実現されることを強く要望するものであります。

よつて、たいだいま議題となりました決議案を提出した次第でありますから、満場一致御賛成のほどをお願いいたします。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

中小企業の金融に関する決議案(田中織之進君外四十六名提出)

(委員会審査有略要求事件)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、田中織之進君外四十六名提出、中小企業の金融に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

中小企業の金融に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。田中織之進君。

中小企業の金融に関する決議案

中小企業の金融に関する決議案

さきに政府の発表した本年四月より十月一日現在の調査によると、全国中小企業にも閉止のやむなきに至つたもの実に六千七百有余件に達し、このうち金融難によるもの四〇%強に及んでいる。この際、中小企業への積極的金融施策は緊急焦眉の問題である。

政府は、よろしく現下中小企業の金融硬塞を速やかに打開し、わが国産業の基幹たる中小企業の維持振興を図るべきである。

右決議する。

〔田中織之進君登壇〕

○田中織之進君 私は、各派を代表いたしまして、たいだいま上程に相なりました中小企業の金融に関する決議案の趣旨弁明を行います。

まず決議案文を朗読いたします。

中小企業の金融に関する決議案

さきに政府の発表した本年四月より十月一日現在の調査によると、全国中小企業にも閉止のやむなきに至つたもの実に六千七百有余件に達し、このうち金融難によるもの四〇%強に及んでいる。この際、中小企業への積極的金融施策は緊急焦眉の問題である。

政府は、よろしく現下中小企業の金融硬塞を速やかに打開し、わが国産業の基幹たる中小企業の維持振興を図るべきである。

右決議する。

先ほど本院で決議されました中小企業振興に関する決議におきましても明らかにせられましたように、中小企業がわが国産業の基幹であることは言うまでもないのであります。この中小企業に對します金融硬塞が現在最も深刻であります点から、われわれは、本決議案を上程いたしましたして、特に金融難打開のために、まず第一に、預金部資金の積極的な中小企業融資への動員の問題、あるいは予備的に持つております見返り資金におきまする二百七

預算委員
風早八十二君

決算委員 中川 俊思君
懲罰委員 青木 孝義君 池田 勇人君
小澤佐重喜君 高木 松吉君
西村 久之君 森 幸太郎君
山口喜久一郎君 山崎 猛君
吉田 茂君 志賀健次郎君
神山 茂夫君 志賀 義雄君
木村小左衛門君 木村 公平君
図書館運営委員 木村 公平君

一、昨二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
農林委員 平澤 長吉君 尾関 義一君
運輸委員 平野 三郎君
労働委員 小淵 光平君
議院運営委員 伊藤 憲一君
大蔵委員 志賀 義雄君
文部委員 志賀健次郎君
労働委員 木村小左衛門君
予算委員 神山 茂夫君
決算委員 西村 久之君
懲罰委員 福田 篤泰君 菊池 義郎君
篠田 弘作君 吉武 恵市君
中川 俊思君 井手 光治君
福田 一君 木村 公平君
佐々木秀世君 大森 玉木君
春日 正一君 林 百郎君
島田 末信君 山崎 猛君
図書館運営委員 山崎 猛君

一、今三日常任委員会において、次の通り理事を追加選任した。
懲罰委員会 理事 中川 俊思君
一、今三日常任委員会において、次の通り理事を追加選任した。
農林委員会 理事 中川 俊思君

一、今三日常任委員会において、次の通り理事を追加選任した。
農林委員会 理事 中川 俊思君
一、今三日常任委員会において、次の通り理事を追加選任した。
農林委員会 理事 中川 俊思君

理事 上林與市郎君（理事井上良二君去る一日委員辞任につきその補欠）
懲罰委員会 理事 木村 公平君（理事大西弘君十一月十一日委員辞任につきその補欠）
理事 佐々木秀世君（理事佐々木秀世君十一月十八日委員辞任につきその補欠）
理事 吉武 恵市君（理事高木松吉君昨二日委員辞任につきその補欠）
理事 大森 玉木君（理事志賀健次郎君昨二日委員辞任につきその補欠）
理事 林 百郎君（理事林百郎君去る一日委員辞任につきその補欠）

一、今三日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。
議院運営委員 福永 一臣君 林 百郎君
懲罰委員 菊池 義郎君
一、今三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
議院運営委員 福永 一臣君 林 百郎君
懲罰委員 菊池 義郎君
一、今三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
議院運営委員 福永 一臣君 林 百郎君
懲罰委員 菊池 義郎君

一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君
一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君

一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君
一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君

西村 英一君 福田 喜東君
一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君
一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君

一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君
一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君

一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君
一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君

一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君
一、昨二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
農林委員会 理事 中川 俊思君

人事官弾劾訴追手続規程案
一、昨二日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地方財政法等の一部を改正する法律案
人事官弾劾の訴追に関する法律案
一、昨二日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
所得税法の臨時特例等に関する法律案
物品税法の一部を改正する法律案
織物消費税法等を廃止する法律案
一、昨二日参議院から次の議案を可決した旨の通知書を受領した。
人事官弾劾訴追手続規程案
一、昨二日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。
六・三制の完全実施に関する決議の実行に関する決議案（野坂参三君外三十五名提出）
古美術保存に関する決議案（野坂参三君外三十五名提出）
一、昨二日委員長から提出した議案は次の通りである。
人事官弾劾訴追手続規程案（議院運営委員長提出）
一、今三日議員から提出した議案は次の通りである。
理字博士湯川秀樹君に対する感謝決議案（星島二郎君外九名提出）
政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案（松澤兼人君外四十六名提出）
中小企業振興に関する決議案（神田博君外二十三名提出）

一、昨二日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地方財政法等の一部を改正する法律案
人事官弾劾の訴追に関する法律案
一、昨二日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
所得税法の臨時特例等に関する法律案
物品税法の一部を改正する法律案
織物消費税法等を廃止する法律案
一、昨二日参議院から次の議案を可決した旨の通知書を受領した。
人事官弾劾訴追手続規程案
一、昨二日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。
六・三制の完全実施に関する決議の実行に関する決議案（野坂参三君外三十五名提出）
古美術保存に関する決議案（野坂参三君外三十五名提出）
一、昨二日委員長から提出した議案は次の通りである。
人事官弾劾訴追手続規程案（議院運営委員長提出）
一、今三日議員から提出した議案は次の通りである。
理字博士湯川秀樹君に対する感謝決議案（星島二郎君外九名提出）
政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案（松澤兼人君外四十六名提出）
中小企業振興に関する決議案（神田博君外二十三名提出）

一、昨二日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地方財政法等の一部を改正する法律案
人事官弾劾の訴追に関する法律案
一、昨二日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
所得税法の臨時特例等に関する法律案
物品税法の一部を改正する法律案
織物消費税法等を廃止する法律案
一、昨二日参議院から次の議案を可決した旨の通知書を受領した。
人事官弾劾訴追手続規程案
一、昨二日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。
六・三制の完全実施に関する決議の実行に関する決議案（野坂参三君外三十五名提出）
古美術保存に関する決議案（野坂参三君外三十五名提出）
一、昨二日委員長から提出した議案は次の通りである。
人事官弾劾訴追手続規程案（議院運営委員長提出）
一、今三日議員から提出した議案は次の通りである。
理字博士湯川秀樹君に対する感謝決議案（星島二郎君外九名提出）
政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案（松澤兼人君外四十六名提出）
中小企業振興に関する決議案（神田博君外二十三名提出）

一、昨二日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地方財政法等の一部を改正する法律案
人事官弾劾の訴追に関する法律案
一、昨二日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
所得税法の臨時特例等に関する法律案
物品税法の一部を改正する法律案
織物消費税法等を廃止する法律案
一、昨二日参議院から次の議案を可決した旨の通知書を受領した。
人事官弾劾訴追手続規程案
一、昨二日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。
六・三制の完全実施に関する決議の実行に関する決議案（野坂参三君外三十五名提出）
古美術保存に関する決議案（野坂参三君外三十五名提出）
一、昨二日委員長から提出した議案は次の通りである。
人事官弾劾訴追手続規程案（議院運営委員長提出）
一、今三日議員から提出した議案は次の通りである。
理字博士湯川秀樹君に対する感謝決議案（星島二郎君外九名提出）
政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案（松澤兼人君外四十六名提出）
中小企業振興に関する決議案（神田博君外二十三名提出）

電氣事業再編成に関する決議案（神田博君外二十三名提出）
中小企業の金融に関する決議案（田中織之進君外四十六名提出）
金融、三打開に関する決議案（吉米地義三君外五名提出）
一、今三日議員から次の議案は委員会審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
理字博士湯川秀樹君に対する感謝決議案
星島二郎君外九名
政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案
松澤兼人君外四十六名
中小企業振興に関する決議案
神田博君外二十三名
電氣事業再編成に関する決議案
神田博君外二十三名
中小企業の金融に関する決議案
田中織之進君外四十六名
金融、三打開に関する決議案
吉米地義三君外五名
一、今三日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。
国際観光ホテル整備法案
提出案は次の通りである。
刑事補償法案
一、今三日次の本院提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

電氣事業再編成に関する決議案（神田博君外二十三名提出）
中小企業の金融に関する決議案（田中織之進君外四十六名提出）
金融、三打開に関する決議案（吉米地義三君外五名提出）
一、今三日議員から次の議案は委員会審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
理字博士湯川秀樹君に対する感謝決議案
星島二郎君外九名
政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案
松澤兼人君外四十六名
中小企業振興に関する決議案
神田博君外二十三名
電氣事業再編成に関する決議案
神田博君外二十三名
中小企業の金融に関する決議案
田中織之進君外四十六名
金融、三打開に関する決議案
吉米地義三君外五名
一、今三日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。
国際観光ホテル整備法案
提出案は次の通りである。
刑事補償法案
一、今三日次の本院提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

電氣事業再編成に関する決議案（神田博君外二十三名提出）
中小企業の金融に関する決議案（田中織之進君外四十六名提出）
金融、三打開に関する決議案（吉米地義三君外五名提出）
一、今三日議員から次の議案は委員会審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
理字博士湯川秀樹君に対する感謝決議案
星島二郎君外九名
政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案
松澤兼人君外四十六名
中小企業振興に関する決議案
神田博君外二十三名
電氣事業再編成に関する決議案
神田博君外二十三名
中小企業の金融に関する決議案
田中織之進君外四十六名
金融、三打開に関する決議案
吉米地義三君外五名
一、今三日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。
国際観光ホテル整備法案
提出案は次の通りである。
刑事補償法案
一、今三日次の本院提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

電氣事業再編成に関する決議案（神田博君外二十三名提出）
中小企業の金融に関する決議案（田中織之進君外四十六名提出）
金融、三打開に関する決議案（吉米地義三君外五名提出）
一、今三日議員から次の議案は委員会審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
理字博士湯川秀樹君に対する感謝決議案
星島二郎君外九名
政府職員に対する超過勤務手当の完全支給及び給與所得の年末調整に関する決議案
松澤兼人君外四十六名
中小企業振興に関する決議案
神田博君外二十三名
電氣事業再編成に関する決議案
神田博君外二十三名
中小企業の金融に関する決議案
田中織之進君外四十六名
金融、三打開に関する決議案
吉米地義三君外五名
一、今三日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。
国際観光ホテル整備法案
提出案は次の通りである。
刑事補償法案
一、今三日次の本院提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

刑事補償法案

一、今三日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

競馬法の一部を改正する法律案

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法案

一、今三日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

肥料配給公団令の一部を改正する法律案

道路運送法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

一、去る十一月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員満尾君亮君提出運輸省設置法に対し、自動車車行政に関する質問に対する答弁書

衆議院議員納澤君と子君提出国鉄運賃値上げに関する質問に対する答弁書

衆議院議員加藤君提出超過勤務手当に関する質問に対する答弁書

衆議院議員加藤君提出国家公務員に対する不利益処分の審査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員土橋一吉君提出工業技術庁東京工業試験所職員行政整理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員立花敏男君提出地方公務員

員の利益保護機関に関する質問に対する答弁書

衆議院議員風早八十二君提出国鉄中央線の工事計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出脱税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田中堯平君提出遺族援護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹村奈良一君提出国有農地及び未墾地開放に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹村奈良一君提出神社仏閣国有財産処分委員会に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹村奈良一君提出宮林署労働員に関する質問に対する答弁書

衆議院議員刈田アサノ君提出加配米に関する質問に対する答弁書

衆議院議員池田峯雄君提出国土総合開発計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員池田峯雄君提出災害救助法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田富之君提出道路に関する質問に対する答弁書

運輸省設置法に対し、自動車行政に関する質問主意書

(イ) 運輸省設置法第二十八條第二項第二号にいう「労働物資」において、また同項第六号にいう「指定生産資材等」において、右各号はいずれも「事業に従事する者」又は「道路運送事業の用に供する」と制約してあるが、右は家用自動車を使用する場合を包含せしめない意味であるか、どうか。

(ロ) 家用自動車の輸送力並びに

輸送実績は鉄道、軌道を除く陸運の分野で、今日すでに圧倒的重要性を占めており、このよう勢は今後も年々累加せられる傾向にあると思料するが、運輸大臣は、全陸運の総合的発達について責任を有する立場から、家用自動車の右の實力を率直に認識して、従来の單に「家用自動車の使用を調整する」の消極的態度を一てきして、家用自動車の均勢のとれた発達を保育助長するの積極的意思はな

いか、どうか。

若し前段の質問に対し、運輸大臣において積極的意思を有せられるならば、同法第二十八條第一項第八号において「事業の発達、改善」とのいい、且つ同條第一項第五号において軽車運送事業の発達、改善を明言しあることを考え、同法中の関係條文が家用自動車の発達、改善に對してはなんら言及していないことを對比するときは、運輸大臣の右精神が誤解せられる虞があると思ふが、どうか、且つ、これが救済方法如何。

(ハ) 前項の質問に対し、運輸大臣が家用自動車の発達を助長する精神であるならば、運輸省設置法第二十八條第二項第二号「労働物資」に關し、及び第六号の「道路運送事業の用に供する指定生産資材等の割当及び監督に關し」、家用自動車を使用する者に對しては「その家用自動車を運用維持する必要の限度においては」運輸大臣がこれを所管する旨を明答せられたが、どうか。

且つ、この明答を所管の各行政機関に遅滞なく通達して、いやくも過誤の起らないよう措置せられた。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長原喜重郎殿
衆議院議員満尾君亮君提出運輸省設置法に対し、自動車行政に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

(別紙)
衆議院議員満尾君亮君提出運輸省設置法に対し、自動車行政に関する質問に対する答弁書

一「労働物資」は、主たる事業の主管官庁より配給するという方針に則り、家用自動車には配給してない。

設置法第二十八條第二項第六号の前段は、運輸資材、後段は、生産補修用資材を規定している、これ等は、いずれも事業用資材で自家消費資材を含まない主旨であるが、主たる業務所管庁で關與しない資材でも必要なものについて、経済安定本部と協議の上自動車運送事業に進ずるものとして、運輸省において家用自動車にも割当てている。

二 運輸大臣は、陸運行政に對する責任者として、常に積極的に陸運全般の助長発達を図り、以て公共の福祉を期している次第である。

従つて、この見地から道路運送事業者といわず、家用自動車の使用者といわず、いずれもそれぞれの與えられた分野において、自

動車の適正な発達をこいねがつて、この点については、なんらの差異はないのである。

従つて運輸省設置法第二十八條に「家用自動車の使用を調整する」とあるのは、その助長発達に對して特に消極的態度を表明したものではなく、むしろ家用自動車が一様運輸事業者のそれと次の如く根本的にその性格を異にしているためであると考えらる。

(1) 運輸事業者は、運輸事業自体がその本業であるのに反し、家用自動車所有者は、本来の事業の遂行上必要な方便として家用自動車を所有されるもので、家用自動車の所有又は使用は、その事業の一部としてである。従つて指定生産資材、労働物資等の面においても原則として、本来の事業に對して包括的取扱を受けているのである。

(2) 家用自動車は専ら、自己の需用に供されるものであつて、所有權自由の原則から特にその使用方が公共の福祉に違反しない限り、なるべくこれを自由に活用させる方が家用自動車の在り方に適當であると考えらるからである。右答弁する。

国鉄運賃値上げに関する質問主意書

一 貨物運賃の値上げは直ちに生活必需品に影響し、國民の生活を脅かすと思ふがどうか。若ししからずとすればその理由如何。

二 特にげたは主食に次ぐ國民の日常品ゆへ値上げから除外すること

が妥当と思うが、政府の見解如何。
右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 柄澤孝子君提出 国鉄運賃値上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 柄澤孝子君提出 国鉄運賃値上げに関する質問に対する答弁書

一 貨物運賃値上げによる増収見込額は陸海合わせて約二五〇億円程度であるが、その直接負担はおよそ生産財に七割、消費財に三割かかるものと推定される。

生産財の中補給金を支出する基礎物資については、補給金削減計画を立てる際すでに運賃値上げの影響を見込み済みである。一般生産財については、運賃値上りによるコスト増が若干あつても、有効需要の関係があり、必ずしもそれを消費財にまで転嫁しにくい事情もある。かりにその中半分が転嫁されるとみ、これと消費財への直接のひびきとを合わせ、国民総消費支出推定額二兆円に對比して判断してみると国民の生計費への影響は一%に及ばない微量な程度であらうと考へてゐる。

二 下駄の公定価格は最近の需給緩和により昭和二十四年七月三十日附物価庁告示第五五号にて廃止した。

運賃が値上げになつても必ずしも

もそれだけ下駄の市場価格に影響するとは考へられない。又かりに影響するとしても、極めて軽微であらうと考へられる。

右答弁する。

超過勤務手当に関する質問主意書

政府は、行政機関職員定員法により不当な人員整理を行つたが、この結果は多くの実例によつて証明せられたように、国家公務員に対する労働強化と基本的人権の抹殺による奴隷化に終つてゐる。

超過勤務は、この一つとして、強制されているのであるが、それにもかかわらず政府は当然支拂わなければならない超過勤務手当を完全に支給していない。厚生省に例をとれば、超過勤務に対する実際の手当支給率は四月五四%、五月四三%、七月一六%、八月二七%、九月三九%であつて、これは政府の給與不拂による労働強化と病患に生命を奪はれてゆくろわしき表の一端である。

一 政府は依然として超過勤務を強制し、且つ手当を支給しないつもりか。

二 政府は、昭和二十三年法第四十六号第二十一條及び第三十一條の規定によつて超過勤務手当を支拂わない者又はこれらの行為を故意に容認した者に対し、いかなる処置をとつたか。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 加藤充君提出 超過勤務手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 加藤充君提出 超過勤務手当に関する質問に対する答弁書

一 政府は、事務上必要と認める場合には、超過勤務を命じなければならぬが、その発令や手当の支拂方法を一層適正にして、真に必要な超過勤務を命ぜられた者には、正当な手当を支給するように致したい。

二 各庁では、事務上真にやむをえない場合に限り、予算額にとらみ合せて、超過勤務を命じているはずであるが、この点については、なお充分調査することとした。

右答弁する。

国家公務員に対する不利益処分

の審査に関する質問主意書
人事院は昭和二十四年八月二十日、人事院規則一三一一により職員の意に反する不利益処分及び懲戒処分に関する審査の手続について定めた。

これより先、昭和二十四年一月より八月までの不利益処分を受けた職員の審査請求は五十数件に上つてゐる。それにもかかわらず人事院は八月二十日に至つて始めて審査の実施段階に入つたと言明しているが、人事院として最も重要な規則をかくも遅らせた理由を問う。
次に、昭和二十四年一月より十月に至る審査請求は一四件であり、

このうち処理せられたものは僅か二十三件に過ぎない。これは国家公務員の福祉と利益を保護し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障しなければならぬ人事院の重大な職務怠慢である。他方国家公務員の給與は不当に抑圧せられ、この点について人事院は何らの措置をも講ぜず、また一方的弾圧規則によつて国家公務員の基本的権利をばく奪してゐる。右につき、不利益処分の審査を不当に遅らせている理由を問う。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 加藤充君提出 国家公務員に対する不利益処分の審査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 加藤充君提出 国家公務員に対する不利益処分の審査に関する質問に対する答弁書

不利益処分の審査制度は、国家公務員法で新たに認められたもので、通常の民事及び刑事の訴訟とは異なる新しい性格を持つた行政面における準司法的な争訴手続であるから、その運営法規の制定には最大限の慎重さをもつて当ることが必要であつて、又一面人事関係の処理の複雑困難性より新制度に習熟した人的組織の整備を必要としたのである。これに必要な規則を整備して後、この制度の能率的運営により、法の精神の顯現に全力を盡している。

右答弁する。

工業技術庁東京工業試験所職員の行政整理に関する質問主意書
昭和二十四年八月十六日に行われた行政整理は、全く定員法の精神に反するものである。

一 東京工業試験所における八月十六日現在職員は五三七名であり、通商産業省令による定員数は五三九名であつた。

二 当局は、本所は定員法により出血しないことを再三労働組合に対し確約した。

三 八月十六日に至り突如十二名の辞職を要求してきたが、理由は全く言えないということで、全員が拒否した。

四 当局はこれに対し、当日附をもつて通商産業本省に一旦転勤させ、同日附をもつて定員法により整理する旨の通告を行つた。

以上により政府は、定員法の附則を無視してこの整理を行つたものと思ふがどうか。またその処置をどうとるか。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 土橋一吉君提出 工業技術庁東京工業試験所職員の行政整理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員 土橋一吉君提出 工業技術庁東京工業試験所職員の行政整理に関する質問に対する答弁書

一 右の十二名は、本省において行政機関職員定員法により免職されたものであつて、主意書でとり上げてゐる東京工業試験所の定数は右の者の免職とはなん等関係はない。

二 人事に関する責任者が、職員組合に対し東京工業試験所においては行政整理による出血はない旨の確約をしたという事実はない。

三 本省においては、右の者の免職後の九月一日現在もなお現在員一万四千六百二十四名あつて定員法による新定員一万三千七百六十五名を超えること八百五十九名であり、第一号の免職は定員法附則第三項に照らして適法の措置である。

以上により、右の者の免職は、定員法の規定を無視したものではない。右答弁する。

地方公務員の利益保護機関に関する質問主意書

一 ボツダム政令第二〇一号第一條に規定する地方公務員の利益の保護に關して現在いづれの機関が責任を有するか。

二 人事院は、ボツダム政令第二〇一号の精神よりするも、又国家公務員法附則第十五條よりするも、当然この責任を有すると考えるが、政府の所見如何。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員立花敏男君提出地方公務

員の利益保護機関に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

(別紙)

衆議院議員立花敏男君提出地方公務員の利益保護機関に関する質問に対する答弁書

一 ボツダム政令第二〇一号第一條に規定する地方公務員の利益保護に關しては現に法的措置を講ずるため準備をしてゐる。

二 人事院の性格並びに政令第二〇一号の規定の形式及び国家公務員法附則第十五條の趣旨から見ても、人事院がこの責任を有するものとは考えない。

右答弁する。

国鉄中央線の工事計画に関する質問主意書

巷間国鉄中央線の増設計画があるといふので、関係住民の関心をひいてゐる。

一 国鉄中央線新宿駅又は中野駅から立川市附近までの区間を、現在路線の外に路線を増設する計画があるか。右区間の駅の増設又は現存駅増設の計画があるか。

二 右のような計画又は構想が立てられたことがあるか。

三 若し前記の計画があるとすれば、左の各項についてお尋ねする。

1 右計画を必要とする理由。
2 いづつ頃計画されたか。
3 いづつ着工し、いつ完成する計画か。
4 このための所要用地は現路線の左右いづれの側か、その幅員は何メートルか。

5 右用地の買収価格及び家屋等構築物取拂いの賠償価格はどれ程か。

6 新駅設置予定の場所は何処か。

7 現存駅の増築はどの駅か、その構想は如何。

四 右の如き噂が單なる風聞とすれば、何故そんな噂がなされてゐるか、思い当る節がないか。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出国鉄中央線の工事計画に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

(別紙)

衆議院議員風早八十二君提出国鉄中央線の工事計画に関する質問に対する答弁書

中央線の将来の電車旅客輸送緩和計画に基いて、中野―三鷹間に増設を一応考慮したことはあるが、これは都市計画の構想に折込むためのものであるから、未だ決定の段階に至つていない。

従つて箇々の具体的な御質問に対して御返答するまでに至つておらない。

右答弁する。

脱税に関する質問主意書

日本の税制改革を勧告したカー・ル・シャープ教授は一九四九年十月三十日UP記者との会見で「日本では脱税が異常に多い。もし脱税が平

時の水準になれば減税が可能であり、脱税を二掃すれば大幅な減税を行うことができる。」と語つてゐるが、

一 この見解に対する政府の意見如何。

二 脱税はどの位あると思うか。

三 脱税の税種はどの位で、誰がやつてゐるか。

四 脱税の平時水準とはどれだけの額か。

脱税の件数はどれ程か。

一件平均の脱税額はどれ程か。

五 日本税制を勧告する外人に、ちよつと来て脱税と見破られるものを、日本政府はどうして脱税として適當の処置がとれないのか。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田基太郎君提出脱税に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

(別紙)

衆議院議員横田基太郎君提出脱税に関する質問に対する答弁書

昭和二十二年の税制改正により、所得税、法人税等直接国税については、概ね自主的申告納税制度に切り換えられたことは御承知の通りであるが、申告納税制度の成績は、遺憾ながら良好でなく、特に事業所得者において、はなはだ芳ばしからぬものがある。この点は、戦後における実質国民所得に比し租税負担が相當に重いこと、申告納税制度に対する

納税者の理解が必ずしも充分でないこと、納税思想が一般的に低下してゐること等に起因するものと思われる。もとより国民所得額は必ずしも税法上の所得にならないものや、経費として控除すべきもの及び非課税所得、免税所得等を含んでゐるので、これと課税上実際に捕捉された所得額との差額をもつて、直ちに脱税所得となすことはできないので、脱税額、脱税件数、一件当りの脱税額等数字をもつてお答えすることはできないが、戦後程度の差こそあれ所得の各階層にわたり、又各税種にわたり、終戦前に比し、租税負担を回避する者が相当増加したことは否めないと思ふ。

租税のは脱は、国家財政の運営に重大な悪影響を及ぼし、同時に日本経済の再建を阻害することになるので、昭和二十三年七月大蔵省及び財務局に国税査察官の制度を創設し、閣下所得等の徹底的な捕捉、照査脱税者の摘発を行うこととし、じ来鋭意脱税の摘発に努めて来たが、国税査察官の活動開始以来、本年九月までの不正摘発実績は人員において二、五三七八、増徴税額において一、一五八、三三三、〇〇〇(一人当五、一八六、〇〇〇)、外に追徴税及び加算税二、五八六、五四五、〇〇〇、計一、一五、七四四、八六八、〇〇〇(一人当六、二〇六、〇〇〇)となつてゐるのであるが、この国税査察官の活動が間接的に一般申告納税成績の向上に寄與した効果は相當に大きいものと信じられる。なお本年六月国税行政機構の改組を断行し、特に国税査察官の

活動に呼応して、国税調査官の制度を設け、大所得者、大法人の充分なる調査をなし、課税標準の実体の把握に努め、着々その成果を納めつつある次第である。

右答弁する。

遺族援護に関する質問主意書

第五回国会において、遺族援護に関する決議案が可決されたのであるが、その後遺族援護に對する具体的な施策を講じたか。又今後の方針は如何。

二 遺族に對し、地方税の減免についていかなる措置を考へてゐるか。

三 遺児の進學に對し、育英資金を特別に振向けける意思はないか。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員田中堯平君提出遺族援護に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田中堯平君提出遺族援護に関する質問に對する答弁書

質問の第一の第五回国会において可決されました「遺族援護に関する決議」につきましては、近日のうちに文書をもつて回答いたします。遺族援護に對するその後の具体策及び今後の方針につきましては、その文書において説明いたしておりますからここでは省略いたします。

質問の第二の遺族に對する地方税

の減免につきましては、遺族であつて生活の困窮している者に對して税を減免しなければならぬことはいうまでもないことであります。地方税は、地方団体が自主的に徴収する税であります。政府が具体的措置をとることができませんが、地方税法において生活のため公私の救助若しくは援助を受ける者又は特別の事情のある者に對し、当該団体の議会の議決を経て、地方税を減免することができると規定してあります。各地方団体において具体的な事情を考慮して適宜減免の措置を講じているものであります。

質問の第三の遺児の進學に對し育英資金を特別にふりむけることにつきましては、現行の大日本育英会法第一條に基づきまして生徒の「優秀性」と「経済的困難」とを採用の要件としておりますが、父親の無い者、引揚者、戦災、震災、水害等を蒙つた者の家庭などについて特に學費支出困難な家庭と認定して適當の考慮を加えております。すなわち父親の無い者などについても「優秀性」の條件を全然無視して採用することはできませんが、少くとも同等の優秀性を有する者については、予算の許す限りにおいてこれらの者を優先的に採用する方針をとつております。前年度、本年度とも新規採用奨学生中には、父親の無い者は二十六パーセントに達しております。

右答弁する。

一 国有農地及び未墾地解放に関する質問主意書

一 全国には国有農地及び未墾地に

して、各府県農地委員会が自作農創設特別措置法施行令第十二條により管理替承認申請をした農地及び開墾用地が多々あるが、相当期間経過せる今日未だに認可しないのはいかなる理由によるか。

二 政府が、国有地にして正規の手続を経たものを認可しないのは、農地改革を中止することを前提としてゐるのか。

三 三重農地委員会が、旧伊勢神宮所有地で現在国有地である農地及び山林開墾適地について、昭和二十二年十月二十二日より二十四年七月に至る間数件申請されたのに、未だに認可しないのはどういう理由か。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員竹村奈良一君提出国有農地及び未墾地開放に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹村奈良一君提出国有農地及び未墾地開放に関する質問に對する答弁書

一 国有農地及び未墾地の中、最も広大な面積を有する物納財産、旧軍用地及び国有林野については関係当局が協議して管理換方針を決定し、認可申請があれば、同方針に基づき、遅滞なく処理しているもので申請の大部分は認可済である。行政財産であるものについては、行政目的に使用する計画の下に保有しているもので、認可申請があれば、申請に沿うようにその計画を再検討しているが、計画の決定が遅延するため、相当期間申請が未処理となる場合があるので御諒承願いたい。

一 国有地等については、自作農創設特別措置法に基づき、農地委員会が自作農創設の目的に供することを相当と認めて所管大臣に所管換あるいは所屬換に関する認可申請書が提出された場合においては、政府は、当該申請に係る土地等について他の目的に供するための具体計画のない限り開放する考えであつて、農地改革の中止を前提として所管換等の認可をしないのではない。但し所屬換認可申請に對してその処理が遅れているものがあることは遺憾であつて促進に努力する。

三 伊勢神宮の国有境内地は、その一部が農地及び山林開墾適地として地元民から開放方の申請がなされてゐるが、神宮の国有境内地は社寺等に無償貸付しある国有財産の処分に関する法律（昭和二十二年法律第五十三号）によつて、神宮の宗教活動に必要なもので、昭和二十三年五月二日までに申請すれば、社寺境内地処分審査会の審査を経た上で神宮に無償譲與又は時価の半額で売却することができるとともに、その申請の結末が付くまでは神宮に無償貸付したものとみなすことになつており、神宮は神宮の国有境内地全域が宗教活動に必要なものであるとして所定の期間内に譲與又は時価の半額による売却を申請して來てゐるので、政府はまず神宮から提出してゐる申請書の処理をしなければならぬ。しこりして、社寺等に境内地として無償貸付しある国有財産の処分に関する法律の適用を受ける社寺数は、合計八万三千余の多数であるから、特定の社寺を特別に取り扱うことは公平を欠くことになるので、全国にある社寺の国有境内地について全面的、併行的に調査を進め、調査の終つたものから順次譲與又は半額売却の処分をしてゐるが、伊勢神宮については、国有境内地が特に廣大であつて、その利用状況も複雑で宗教活動に必要な範圍の認定も容易でなく、又、神宮の境内地の処分の適否は一般國民の感情にも大きな影響を與えるので、特に慎重な調査を必要とする。このために、現に調査進行中で、神宮から提出されてゐる譲與、半額売却の申請書の処理が完結しないために、地元民から申請の農地及び山林開墾適地として開放することの詮議ができな

いのである。

右答弁する。

神社仏閣固有財産処分委員会に関する質問主意書

現在設置されてゐる神社仏閣固有財産処分委員会は、大蔵省、厚生省、文部省の次官級及び全国の大社寺関係者によつて構成されてゐるが、これでは旧社寺有地の処分に當り必然的に社寺側に有利な拂下げが行われると思ふが、右に對する政府の対策如何。

二 この構成の委員会を改組し、労働者や農民をも加えた民主的な組織に組織する意思はないか。

三 現在この委員会によつて神社仏閣の国有財産はどのように処分しようとしているか。その進行はどの程度か。

四 神社寺院等が必要とする山林等は何を基準としてその反別を決定するか。

五 山林等の必要限度を神社寺院等を経営するための資産として拂い下げることは不当と思うが、政府の方針と考えはどうか。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員竹村奈良一君提出神社仏閣国有財産処分委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹村奈良一君提出神社仏閣国有財産処分委員会に関する質問に対する答弁書

一 御質問になつた神社、仏閣国有財産処分委員会は、大蔵省所管の社寺境内地処分審査会のことであると思われるが、この審査会の構成は、大蔵本省に設置してある中央審査会と、各財務部ごとに設置してある地方審査会とに分れており、中央審査会の委員は、大蔵省、文部省、農林省、会計検査院の関係官各一名及び学歴経験者七名（内宗教界より四名）の委員で組織されており、又、地方審査会

の委員は、財務部、管林局及び都道府県の関係官公吏並びに学識経験者で組織されている、殊に宗教界より任命した委員は、公正な見解を有すると認められる者を選んだのであつて、中央、地方の両審査会とも公平適実な審議が行われており、殊更神社、寺院に有利に拂下がなされているようなことはないから現状のままで行く考えである。

二 この審査会の委員は、中庸を得た公平且つ学識経験ある者が望ましい。従つて、これに適當であると認めることができれば労働者、農民も任命できることには勿論であるが、現在構成されている委員会は公平且つ適當であると認めるから、現在のところ改組する意思はない。

三 この審査会は諮問機関であつて、処分の決定は主務大臣又は主務大臣が権限を委任している財務部長が行うのであるが、処分の決定に當つては、総て審査会に諮問するのである。

しかし審査会は、神社、寺院に對し特別の保護もせず、又その宗教活動を圧迫もしないことを信條として処分の可否を決定している。

次に、処分の進行状況は、法律に定められてある期日までに拂下げの申請をした社寺数は八四、五六〇件で、その中本年九月末日までに拂下げを決定したものは、二九、〇一八件である。

必要であるとする山林は、その社寺のゆい緒、格式、建物等の規模及びその建物等の配置状況、その山林が境内となつた沿革、地況等を総合勘案して、社寺の尊嚴風致を維持し得ると認められる範囲を基準として拂下げることにしてゐる。

社寺の経営費に充てられるようないわゆる収益目的に供せられる山林等は、社寺の宗教活動に必要なものとは見られないから、無償又は時価の半価拂拂の対象とはしないで、国有として存置若しくは時価で拂下げの方針により、処分している。

右答弁する。

衆議院議員竹村奈良一君提出宮林署勤務員に関する質問主意書

一 宮林署に勤務する現場山林勤務者を公務員としてゐるが、これを国家公務員法第二條第十四項により公務員より除外する意思はないか。除外するとすればその時期如何。

二 現在公務員としておきながら公務員としての給料を支拂つていない理由如何。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員竹村奈良一君提出宮林署勤務員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹村奈良一君提出宮

林署勤務員に関する質問に対する答弁書

一 御質問の趣旨は、必ずしも明確でないが、宮林署に勤務する現場勤務者を公務員より除外する意思はない。

二 宮林署に勤務する現場勤務者には公務員としての給與を支拂うことになつてゐる。

右答弁する。

加配米に関する質問主意書

国立病院従業員中加配米をうける職種は何か。その分量はどの位か。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員刈田アサノ君提出加配米に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員刈田アサノ君提出加配米に関する質問に対する答弁書

一 国立、公私立の別なく、病院につき左の区分により加配米は定められてゐる。

一 類、結核病院における加配対象は、従業者総員であり、加配基準量は一人一日当平均一〇〇瓦（精米換算）である。

二 精神病院における加配対象は、事務職員を除く従業者である、加配基準量は一人一日当平均一〇〇瓦（精米換算）である。

三 一般病院における加配対象は、

病床十以上の病院において事務職員を除き、従業者中徹夜勤務者を対象とし、加配基準量は一人一日当平均一〇〇瓦（精米換算）である。

右答弁する。

国土総合開発計画に関する質問主意書

一 政府は、国土の総合開発についていかなる構想と熱意をもつてゐるか。

二 世界経済恐慌の深化に伴う輸出の不振、国内購買力の低下等の諸條件と、総合開発による電力その他の資源開発、農耕地の増加等は当然矛盾するが、政府はいかにしてこれを解決するか。

三 国土総合開発は外資導入によつて行ふ意思であるか。

四 国土総合開発を担当するに足る科学技術ありや。また科学技術振興の根本政策如何。

右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員池田峯雄君提出国土総合開発計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員池田峯雄君提出国土総合開発計画に関する質問に対する答弁書

一 狹隘な国土に溢れる人口を擁する、わが国が今後進むべき途としては国土の合理的利用がもつとも望ましいことであるから、政府と

しては、電源開発治山治水、産業立地等の総合的見地から最も有効適切に国土の保全、開発を計りたいと考え、諸般の計画、立案を進めているが、さらに開発資源の有効需要、経済効果、投資能力等を勘案しこれが実現の方法を目下研究中である。

二 総合的な資源開発、農耕地の増加等は、国家の恒久的な根本問題であるからできるだけこれを促進するのであるが、勿論御質疑の事項は調整を取りつつ計画立案にあたり慎重に考慮せられねばならぬ。

三 国土総合開発は何分ば、大なる資金を必要とするので一部に外資導入ができればまことに結構なところ。

四 わが国の現在の科学技術をもつてしても国土総合開発は充分できると信ずるが、さらに先進諸国の科学技術を取り入れることが総合開発をより円滑に、且つ、より合理的に進める上に望ましいことである。

よつて政府は、専門科学技術教育の振興、研究機関の整備充実、発明奨励等に特に意を用いるとともに将来外国の智識経験を取り入れることに努めるつもりである。

災害救助法に関する質問主意書
災害救助法の適用を受けた被災民は、その後更生しているか。現状如何。
右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員池田峯雄君提出災害救助法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員池田峯雄君提出災害救助法に関する質問に対する答弁書

災害救助法は災害にかかつた者に対する応急救助について規定しているものであつて、特にこの法律に適用を受けた被災民についてその後の更生をさせるように特別の取扱をすることにないけれども、いかなる理由によるかを問うことなく生活の困難に陥つた者に対しては生活の援護をするともに、各種の民生安定の施策によつてその更生について遺憾なきを期している次第である。

右答弁する。

道路に関する質問主意書

道路の補修、改修、新設等が不急不用と見做される箇所において積極的に進められているが、その理由如何。

工事着手についての優先度は何によつて決定されるか。
右質問する。

昭和二十四年十一月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員高田富之君提出道路に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高田富之君提出道路に関する質問に対する答弁書

一 わが国の道路は、改良、補修ともに非常に遅れているが、これをにわかに整備することは、現在の国家財政の事情からは到底困難であるので、政府においてはまず現存道路及び橋梁の補修に重点を置き、改良については、民生上必要とする最少限度の工事であつて、しかもその経済効果も極めて顯著なものを優先して行つていくのであり、直轄工事についてもこの主旨から工事箇所を厳選し、従来継続的に実施しているもので工事の中止を行つたものも相当あるような状態であるから、不急不要の事業を積極的にに行つていくとは思われぬ。

二 各工施行箇所の選定については、道路の現況、交通量、危険度、工事効果等を総合的に勘案し、必要、放置し難いものの中から厳選している。

右答弁する。

議事日程

〔内閣委員会〕

- 一 恩給法臨時特例改正に関する請願(佐藤榮作君紹介)(第一〇八号)
- 二 同(有田喜一君紹介)(第一〇九号)
- 三 同外一件(大上司君紹介)(第一一〇号)
- 四 同(河野金昇君紹介)(第一一一号)

五 同(仲内憲治君外六名紹介)(第一一六三三号)

六 同(川本末治君紹介)(第一一六四号)

七 同(中野四郎君紹介)(第一一六五号)

八 同(久野忠治君紹介)(第一一六六号)

九 同(佐々木盛雄君紹介)(第一一六七号)

一〇 同(佐瀬昌三君外二名紹介)(第一一六八号)

一一 同外八十五件(水野彦治郎君紹介)(第一一六九号)

一二 同(田嶋好文君紹介)(第一一七〇号)

一三 同(山本利壽君紹介)(第一一七一七号)

一四 同(多武良哲三君紹介)(第一一七三三三号)

一五 恩給増額の請願(福井勇君紹介)(第一一八三三三三号)

一六 恩給法の臨時特例改正に関する請願(片岡伊三郎君紹介)(第一四〇三三三三号)

一七 同(三宅則義君紹介)(第一四〇四四号)

一八 同(鍛冶良作君外一名紹介)(第一四〇五五号)

一九 同(岩本信行君外九名紹介)(第一四〇六六号)

二〇 恩給法臨時特例改正に関する請願(大橋武夫君紹介)(第一四一九九号)

二一 同(塩田賀四郎君紹介)(第一四二〇〇号)

二二 同(福井勇君紹介)(第一四九四号)

二三 同(千葉三郎君外一名紹介)(第一五六〇号)

二四 同(關谷勝利君外七名紹介)(第一五七〇号)

二五 同(千賀康治君外一名紹介)(第一五七一七号)

二六 同(坂田英一君外一名紹介)(第一五七二二二二号)

二七 同(有田喜一君紹介)(第一五七三三三三号)

二八 同(山本猛夫君紹介)(第一五七八八号)

二九 同(佐々木更三君紹介)(第一六〇八八号)

三〇 同(安部俊吾君外四名紹介)(第一六〇九九号)

三一 同(瀬戸山三男君外一名紹介)(第一六一〇〇号)

三二 同(志田義信君紹介)(第一六一二二二二号)

三三 同(神田博君外十名紹介)(第一六一二二二二号)

三四 同(江崎真澄君紹介)(第一六六五五号)

三五 同(岡田五郎君紹介)(第一六六六六号)

三六 同(川野芳満君外四名紹介)(第一六六七七号)

三七 同(佐藤榮作君外二名紹介)(第一六六八八号)

三八 同(周東英雄君外二名紹介)(第一六六九九号)

三九 同(山本利壽君紹介)(第一六九二二二二号)

四〇 同(島田末信君紹介)(第一六九三三三三号)

四一 同(中馬辰猪君外二名紹介)(第一七一三三三三三号)

- 四二 同外一件(三池信君外二名紹介)(第七一六号)
- 四三 同(大上司君紹介)(第七七八号)
- 四四 同(早稻田柳右エ門君紹介)(第七八九号)
- 四五 同(岡司安正君外三名紹介)(第七九〇号)
- 四六 同(稻田直道君紹介)(第七九二号)
- 四七 同(松浦東介君外三名紹介)(第七九二号)
- 四八 同外一件(田中織之進君紹介)(第七九三三三)
- 四九 恩給法の一部改正に関する請願(並木芳雄君紹介)(第四九五五号)
- 五〇 同(松岡駒吉君紹介)(第六一三三三)
- 五一 同(中島守利君紹介)(第七九四四号)
- 五二 同(門司亮君紹介)(第七九五五号)
- 五三 恩給法臨時特例改正に関する請願(坪川信三君外三名紹介)(第七九三三三)
- 五四 同(福井勇君紹介)(第七九四〇号)
- 五五 同(有田喜一君紹介)(第七九四一三)
- 五六 同(島田末信君紹介)(第七九四二二)
- 五七 同外一件(笹山茂太郎君外七名紹介)(第七九四三三)
- 五八 同(吉田省三君紹介)(第七九四四号)
- 五九 同(今村忠助君紹介)(第一一〇七号)
- 六〇 同(八木一郎君紹介)(第一一〇八号)
- 六一 同(久野忠治君紹介)(第一一〇九号)
- 六二 同(水谷昇君外三名紹介)(第一一一〇号)
- 六三 恩給法の一部改正に関する請願(岡西明貞君紹介)(第九四五五号)
- (地方行政委員会)
- 一 自治体警察吏員に対する退職手当支給に関する請願(川本末治君紹介)(第八八号)
- 二 法令制定に地方事情を配慮の請願(山本猛夫君紹介)(第一一五五号)
- 三 地方配付税配付率復活の請願(山本猛夫君紹介)(第二二二二二)
- 四 同(倉石忠雄君紹介)(第二二二二二)
- 五 町村吏員恩給組合に対する国庫補助の請願外四十二件(川本末治君紹介)(第二二七号)
- 六 同(倉石忠雄君紹介)(第二八八号)
- 七 同(砂間一良君紹介)(第二二八八号)
- 八 同(江崎真澄君紹介)(第二二九号)
- 九 警浦町警察署に対する特別捜査費国庫負担の請願(星島二郎君外二名紹介)(第六四四号)
- 一〇 京都府衛生部存置に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二二二二)
- 一一 警察法の一部を改正する請願外一件(前田種男君紹介)(第一一三三三)
- 一二 府県衛生部存置の請願(宮原幸三郎君紹介)(第二二二二二)
- 一三 町村吏員恩給組合に対する国庫補助の請願外一件(佐竹晴記君紹介)(第一二二二二)
- 一四 地方税法の一部改正に関する請願(石原圓吉君紹介)(第二二四四四)
- 一五 地方自治法の一部改正に関する請願(石原圓吉君紹介)(第二二四四四)
- 一六 同(石原圓吉君紹介)(第二二四四四)
- 一七 住民税の賦課期日及び課税方法改正の請願(石原圓吉君紹介)(第二二四八八)
- 一八 養ほう(蜂)業者に対する地方独立税免除の請願(神田博君紹介)(第二二四四四)
- 一九 消防団員の災害補償制度制定の請願(石原圓吉君紹介)(第三六八八号)
- 二〇 市町村独立税の税目拡充に関する請願(石原圓吉君紹介)(第三六九九号)
- 二一 地方起債の大幅許可と償還期限延長並びに利率引下げの請願(石原圓吉君紹介)(第三七〇七号)
- 二二 地方自治法の一部改正に関する請願(石原圓吉君紹介)(第三七一一号)
- 二三 地方配付税配付率復活の請願(石原圓吉君紹介)(第三七二二二)
- 二四 同(吉川久衛君紹介)(第三九九九号)
- 二五 町村吏員恩給組合に対する国庫補助の請願(吉川久衛君紹介)(第四〇二二二)
- 二六 町村吏員恩給組合に対する国庫補助の請願外一件(吉川久衛君紹介)(第四二二二二)
- 二七 同(岡村利右衛門君紹介)(第四二二二二)
- 二八 同外一件(河野金昇君紹介)(第四二二二二)
- 二九 同外九件(早稻田柳右エ門君紹介)(第四二二二二)
- 三〇 同外十八件(早稻田柳右エ門君紹介)(第四二二二二)
- 三一 同外五件(川本末治君紹介)(第四二二二二)
- 三二 同外二十二件(早稻田柳右エ門君紹介)(第六九四四号)
- 三三 同(米原親君外二名紹介)(第七七一一一)
- 三四 同(岡田春夫君紹介)(第七七二二二)
- 三五 同(坂本素良君紹介)(第八〇〇七号)
- 三六 同(井出一太郎君紹介)(第八〇一三三)
- 三七 同(田島ひで君外二名紹介)(第八八一一一)
- 三八 地方配付税配付率復活の請願(吉川久衛君紹介)(第四二二二二)
- 三九 同(井出一太郎君紹介)(第八〇二二二)
- 四〇 広島市警察吏員の定員増加に関する請願(川西清君紹介)(第四三九九号)
- 四一 府県衛生部存置の請願(川本末治君紹介)(第四四四四四)
- 四二 接収土地家屋に対する地租家屋税減免の請願(守島伍郎君外一名紹介)(第四八四四四)
- 四三 地方自治法の一部改正に関する請願(江崎真澄君紹介)(第五〇〇七号)
- 四四 同(川本末治君紹介)(第八三九九号)
- 四五 自治体警察吏員の退職手当金支給に関する請願(志田義信君紹介)(第六〇二二二)
- 四六 東京都特別区の自主的財政制度確立に関する請願(野村専太郎君紹介)(第六二五五五)
- 四七 地方税制改革に関する請願(江崎真澄君紹介)(第五〇五五五)
- 四八 同(岩川與助君紹介)(第六三三三三)
- 四九 浴場業者に対する事業税免除の請願(佐藤榮作君外二名紹介)(第六七六六六)
- 五〇 地方配付税制度改善に関する請願(米原親君外二名紹介)(第七七三三三)
- 五一 入場税軽減に関する請願(野村専太郎君紹介)(第七六六六六)
- 五二 医業等に対する特別所得税撤廃の請願(測通義君外二名紹介)(第八一四四四)

- 五三 山間地方の許可、認可手続簡易化に関する請願（八百板正君紹介）（第八五九号）
- 五四 警察法の一部改正に関する請願外一件（大矢省三君紹介）（第八八三号）
- 五五 地方税法の一部改正に関する請願（江崎真澄君紹介）（第五〇六号）
- 五六 戦災都市復興事業費の起債復活に関する請願（江崎真澄君紹介）（第五一三三号）
- 五七 自治体消防機構の強化に関する請願（江崎真澄君紹介）（第五一九号）
- 五八 砂川、新十津川間町村道を地方費道に昇格の請願（篠田弘作君紹介）（第九〇六号）
- 五九 町村吏員恩給組合に対する国庫補助の請願（立花敏男君外一名紹介）（第九四六号）
- 六〇 同（田島ひで君外二名紹介）（第九四七号）
- 六一 同外三十三件（井之口政雄君外一名紹介）（第一一九九号）
- 六二 遊興飲食税の免税点設定に関する請願（山本猛夫君紹介）（第九七八号）
- 六三 原始産業に対する事業税撤廃の請願（淵通義君外四名紹介）（第一〇一〇号）
- 六四 地方議会議事局の法制化に

- 関する請願（立花敏男君紹介）（第一〇三七号）
- 六五 同（田島ひで君紹介）（第一一九五号）
- 六六 同（田代文久君紹介）（第一一九六号）
- 六七 同（谷口善太郎君紹介）（第一一九七号）
- 六八 地方議会議事局の法制化並びに予算独立に関する請願（田中寛平君紹介）（第一一九三三号）
- 六九 同（谷口善太郎君紹介）（第一一九四号）
- 七〇 国有林野所在市町村交付金の引上げに関する請願（松田鐵藏君外三名紹介）（第一二一九号）
- 七一 碧南市の起債認可に関する請願（千賀康治君外一名紹介）（第一二四六号）
- 七二 地方公共団体の従業員を地方公務員法適用除外の請願（川上貫一君外一名紹介）（第一一八二号）
- 七三 東京都特別区の自主的財政制度確立に関する請願（徳田球一君紹介）（第一二〇四号）
- 七四 地方自治法の一部改正に関する請願（柄澤重三子君紹介）（第一二〇五号）
- 七五 同（谷口善太郎君外一名紹介）（第一二〇六号）
- 七六 同（立花敏男君紹介）（第一二〇七号）

- （法務委員会）
- 一 戸籍事務費全額国庫負担に関する請願（山本猛夫君紹介）（第六号）
- 二 碧南市に簡易裁判所並びに検察庁設置の請願（中野四郎君紹介）（第三九号）
- 三 吉田町に簡易裁判所設置の請願（山本久雄君紹介）（第一二七号）
- 四 戸籍事務費全額国庫負担に関する請願（石原圓吉君紹介）（第二四三三号）
- 五 戸籍事務を国の委任事務として地方財政法に明示の請願（西村榮一君紹介）（第二六五号）
- 六 地方方法務局及びその支局の独立庁舎建設の請願（中村幸八君紹介）（第三〇五号）
- 七 長野地方裁判所諏訪支部並びに長野家庭裁判所支部昇格の請願（林百郎君紹介）（第三四五号）
- 八 未成年女子刑務所設置の請願（山口好一君紹介）（第三五三三号）
- 九 中津簡易裁判所に岐阜地方裁判所及び家庭裁判所の支部を併置の請願（岡村利右衛門君紹介）（第四三二二号）
- 一〇 小湊町に国立少年院設置の請願（笹森順造君外七名紹介）（第五二八号）
- 一一 釧路地方裁判所網走支部を

- 地方裁判所に昇格の請願（林好次君紹介）（第五八九号）
- 一二 戸籍事務費全額国庫負担に関する請願（橋本龍伍君紹介）（第六八〇号）
- 一三 岐阜地方裁判所大垣支部の昇格並びに定員増加の請願（加藤謙造君紹介）（第八九〇号）
- 一四 秋田地方方法務局能代支局焼失に伴う復旧事業費全額国庫負担の請願（宮腰喜助君外一名紹介）（第九三五号）
- 一五 戸籍事務費全額国庫負担に関する請願（岡西明貞君紹介）（第九六八号）
- 一六 同（米原利君紹介）（第一二二〇号）
- 一七 戸籍法の一部改正に関する請願（吉田省三君紹介）（第九九九号）
- 一八 静岡市に高等裁判所支部設置の請願（猪俣浩三君紹介）（第一〇一六号）
- （外務委員会）
- 一 在外同胞引揚促進の請願（河原伊三郎君紹介）（第一五二二号）
- 二 在外同胞引揚促進の請願（鈴木善幸君紹介）（第五四四号）
- 三 元小笠原住民の帰島促進に関する請願（菊池義郎君外一名紹介）（第九二〇号）
- 四 北朝鮮残留者引揚促進の請願（船田享二君紹介）（第九七四号）
- 五 在外同胞引揚促進の請願（小

- 川原政信君紹介）（第一〇三八号）
- （大蔵委員会）
- 一 かつお節に対する物品税撤廃の請願（神田博君紹介）（第九号）
- 二 乾のりに対する物品税撤廃促進の請願（江崎真澄君紹介）（第五五号）
- 三 かきに対する物品税撤廃の請願（大石ヨシエ君紹介）（第一四四号）
- 四 たばこ民営反対に関する請願外四件（森戸辰男君紹介）（第一八六号）
- 五 愛知郡に税務署設置の請願（川本末治君紹介）（第一九一〇号）
- 六 手すき紙に対する物品税撤廃の請願（田嶋好文君紹介）（第一九二二号）
- 七 きせるに對する物品税の免税点引上げの請願（塚田十一郎君紹介）（第一九三三号）
- 八 ガス用器具に対する物品税免除の請願（天野公義君紹介）（第一九四号）
- 九 乾のりに對する物品税撤廃の請願（中野四郎君紹介）（第一九五号）
- 一〇 同（久野忠治君紹介）（第一九六号）
- 一一 マッチに對する物品税軽減の請願（宮藤新八君紹介）（第一九七号）

二三 たばこ民黨反對に関する請

三四 乾のりに對する物品税撤廃

五〇号)

五八 戦災未亡人に対する課税輕

介)(第七四七号)

- 三三 同外六件(青柳一郎君紹介)(第二三六号)
- 三四 同(山手満男君紹介)(第二三七号)
- 三五 同外一件(多田勇君紹介)(第二三八号)
- 三六 同外三件(原健三郎君紹介)(第二三九号)
- 三七 同(小玉治行君紹介)(第一四〇号)
- 三八 同(高木松吉君紹介)(第一四一号)
- 三九 同外五件(今澄勇君紹介)(第二二四号)
- 四〇 同(中野四郎君外五名紹介)(第二二七号)
- 四一 同(周東英雄君紹介)(第二二九号)
- 四二 同(橋本登美三郎君外十一名紹介)(第二三〇号)
- 四三 同外一件(川野芳満君外四名紹介)(第二三一号)
- 四四 同(庄司一郎君外五名紹介)(第二三三三号)
- 四五 同(川端佳夫君紹介)(第二三四号)
- 四六 同(小峯柳多君外一名紹介)(第二三五号)
- 四七 同(永田節君紹介)(第二三六号)
- 四八 旧大村海軍航空隊跡に国立学校設置の請願(岡延右エ門君外二名紹介)(第一五〇号)
- 四九 文化財保護法案の改正に関する請願外一件(淺香忠雄君紹介)(第一五一号)
- 五〇 曆法審議會設置の請願(眞鍋勝君外一名紹介)(第一八〇号)
- 五一 国宝阿彌陀堂修理費国库補助の請願(庄司一郎君紹介)(第二二四号)
- 五二 姫路城改修並びに保護施設実施の請願(堀川恭平君紹介)(第二二五号)
- 五三 戦災私立学校に国库貸付金制度復活の請願(福田昌子君紹介)(第二二三号)
- 五四 宮崎大学に法、文、經各学部設置の請願(川野芳満君外四名紹介)(第二二三号)
- 五五 新制中学校建設費助成に関する請願(石原圓吉君紹介)(第二四五号)
- 五六 教育職員免許法の一部改正に関する請願(圓谷光衛君紹介)(第二六四号)
- 五七 新制中学校建設費助成に関する請願(川野芳満君紹介)(第三七六号)
- 五八 教育予算増額並びに定員定額制廃止に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四〇〇号)
- 五九 同(首藤新八君外六名紹介)(第四〇一号)
- 六〇 同(吉川久衛君紹介)(第四〇八号)
- 六一 同外一件(吉田吉太郎君紹介)(第四一一号)
- 六二 同(原健三郎君紹介)(第四一二号)
- 六三 教育予算増額並びに定員定額制廃止に関する請願(吉川久衛君紹介)(第四一五号)
- 六四 同外一件(青柳一郎君紹介)(第四一六号)
- 六五 同外三十四件(受田新吉君紹介)(第四一七号)
- 六六 同(田島ひで君外二名紹介)(第四一八号)
- 六七 同(土倉宗明君外五名紹介)(第四一五号)
- 六八 同外三件(鈴木善幸君紹介)(第四一六号)
- 六九 同外三件(周東英雄君紹介)(第四一七号)
- 七〇 同(佐藤榮作君紹介)(第四一八号)
- 七一 同(田中機之進君外一名紹介)(第四一九号)
- 七二 同(長野長廣君外一名紹介)(第四九〇号)
- 七三 同(高木松吉君紹介)(第四九一號)
- 七四 同(首藤新八君紹介)(第五五八号)
- 七五 同外一件(寺島隆太郎君紹介)(第五六一号)
- 七六 同(澁谷雄太郎君紹介)(第五六二号)
- 七七 同(村上勇君紹介)(第五六三號)
- 七八 同(水田三喜男君紹介)(第五六四号)
- 七九 同(山本猛夫君紹介)(第五六五号)
- 八〇 同外二件(青柳一郎君紹介)(第五六六号)
- 八一 同(吉武惠市君紹介)(第五六七号)
- 八二 同(田中堯平君外二名紹介)(第五六八号)
- 八三 同(山崎猛君外九名紹介)(第五六九号)
- 八四 同外二件(青柳一郎君紹介)(第五七〇号)
- 八五 同(今野武雄君外一名紹介)(第五七九号)
- 八六 同(渡部義通君外一名紹介)(第五八〇号)
- 八七 同(田中堯平君外一名紹介)(第五八一号)
- 八八 同(玉井祐吉君外六名紹介)(第五八二号)
- 八九 同(青家喜六君紹介)(第五八三号)
- 九〇 同外一件(渡部義通君外一名紹介)(第五八四号)
- 九一 同外一件(今野武雄君外一名紹介)(第五八五号)
- 九二 同(竹尾式君紹介)(第五八六号)
- 九三 同外九件(金光義邦君外六名紹介)(第七一五号)
- 九四 同(青柳一郎君紹介)(第七二九号)
- 九五 同外一件(風早八十二君外二名紹介)(第七三一号)
- 九六 同外一件(上村進君外二名紹介)(第七三二号)
- 九七 同外一件(今野武雄君外一名紹介)(第七三三号)
- 九八 同外一件(渡部義通君外一名紹介)(第七三四号)
- 九九 同(池田峯雄君外二名紹介)(第七三五号)
- 一〇〇 同(加藤充君外一名紹介)(第七三六号)
- 一〇一 同(江崎一治君外二名紹介)(第七三七号)
- 一〇二 同(田代文久君外二名紹介)(第七三八号)
- 一〇三 同(伊藤憲一君外二名紹介)(第七三九号)
- 一〇四 同(井之口政雄君外二名紹介)(第七四〇号)
- 一〇五 同(河田賢治君外二名紹介)(第七四一号)
- 一〇六 同(砂間一良君外一名紹介)(第七四二号)
- 一〇七 同(藤澤克巳君外三名紹介)(第七四三号)
- 一〇八 同(田島ひで君外二名紹介)(第七四四号)
- 一〇九 同(志賀義雄君外二名紹介)(第七四五号)

- 一一〇 同(林百郎君外三名紹介)(第七四六号)
一一一 同(米原昶君紹介)(第七四八号)
一二二 同(西村英一君紹介)(第七四九号)
一二三 同(平川篤雄君紹介)(第七五〇号)
一二四 同(吉武惠市君紹介)(第七五一号)
一二五 同(外十五件)(坂本實君紹介)(第七五二号)
一二六 同(竹尾式君外一名紹介)(第七五三号)
一二七 同(澁谷雄太郎君紹介)(第七八三号)
一二八 同(河原伊三郎君紹介)(第七八四号)
一二九 同(坂本泰良君紹介)(第七八五号)
一二〇 同(松尾トシ子君紹介)(第七八六号)
一二一 同(井出一太郎君紹介)(第七八七号)
一二二 同(廣川弘禪君紹介)(第八六四号)
一二三 同(外十三件)(佐藤榮作君紹介)(第八六五号)
一二四 同(受田新吉君紹介)(第八六六号)
一二五 同(外三件)(今野武雄君外一名紹介)(第八六七号)
一二六 同(外五件)(渡部義通君外

- 一名紹介)(第八六八号)
一二七 同(米原昶君外一名紹介)(第八六九号)
一二八 同(井之口政雄君外二名紹介)(第八七〇号)
一二九 同(伊藤憲一君外二名紹介)(第八七一号)
一三〇 同(江崎一治君外二名紹介)(第八七二号)
一三一 同(加藤充君外二名紹介)(第八七三号)
一三二 同(横田基太郎君外二名紹介)(第八七四号)
一三三 同(外一件)(若林義孝君外四名紹介)(第八七五号)
一三四 同(大養健君外一名紹介)(第八七六号)
一三五 同(中原健次君紹介)(第八七七号)
一三六 科学研究費増額の請願(長野長廣君外五名紹介)(第四七四号)
一三七 新制中学校建設費助成に關する請願(江崎眞澄君紹介)(第五一一号)
一三八 税制改革に伴う教育費の措置に關する請願(鈴木善幸君紹介)(第五四二号)
一三九 阿伏見觀音大悲閣保存に關する請願(高橋等君外一名紹介)(第六〇一号)
一四〇 新制中学校建設費全額國庫負担の請願(山本猛夫君紹介)(第六一八号)

- 一四一 失業教育費國庫補助復活の請願(長野長廣君外一名紹介)(第六一九号)
一四二 東京大学農学部演習林の荒廢地復旧に關する請願(江崎眞澄君紹介)(第六四九号)
一四三 国立大学に夜間課程開設の請願(福井勇君紹介)(第七〇四号)
一四四 国宝月輪寺藥師堂保存に關する請願(青柳一郎君外一名紹介)(第七六九号)
一四五 神崎神社を国宝に指定並びに保存經費國庫補助の請願(福田直道君紹介)(第八四二号)
一四六 新制中学校建設費助成に關する請願(坪内八郎君紹介)(第九一九号)
一四七 同(門脇勝太郎君紹介)(第一一五五号)
一四八 樋台島の新制中学生徒通學費國庫補助の請願(原田雪松君紹介)(第九二五号)
一四九 教育予算増額並びに定員定額制廃止に關する請願(上林與市郎君紹介)(第九四八号)
一五〇 同(前田正男君外三名紹介)(第九四九号)
一五一 同(外二十五件)(今野武雄君外一名紹介)(第九五〇号)
一五二 同(外三件)(渡部義通君紹介)(第九五一号)

- 一五三 同(外七件)(柄澤まき子君外七名紹介)(第九五二号)
一五四 同(外一件)(坂本實君紹介)(第九五三号)
一五五 同(池見茂隆君紹介)(第九五四号)
一五六 同(河野謙三君紹介)(第九五五号)
一五七 同(刈田アサノ君外二名紹介)(第一〇一〇号)
一五八 同(鈴木善幸君紹介)(第一〇一二号)
一五九 同(今村忠助君紹介)(第一〇一三号)
一六〇 同(今野武雄君外三名紹介)(第一〇一四号)
一六一 同(大石ヨシエ君紹介)(第一〇一五号)
一六二 同(鈴木義男君外一名紹介)(第一〇一六号)
一六三 大村市に国立学校設置の請願(岡延右エ門君外一名紹介)(第九九三三号)
一六四 殿島大島居修理費國庫補助の請願(山本久雄君外五名紹介)(第一〇〇七号)
一六五 奈良県に国立美術研究所設置の請願(前田正男君外三名紹介)(第一〇二五号)
一六六 育英資金予算増額の請願(今野武雄君外一名紹介)(第一〇七九号)
一六七 同(松本七郎君外二名紹介)(第一〇八〇号)

- (厚生委員会)
一 無縁故引揚者用住宅建設費全額國庫負担の請願(宇野秀次郎君紹介)(第五五号)
二 岩手山八幡平一帯を国立公園に指定の請願(山本猛夫君紹介)(第一四号)
三 三陸海岸を国立公園に指定の請願(山本猛夫君紹介)(第二五号)
四 国民健康保険の拡充に關する請願(橋本登美三郎君外六名紹介)(第三四号)
五 未亡人母子福祉法制定の請願(岡良一君紹介)(第四六号)
六 患者慰安費増額の請願(武藤運十郎君紹介)(第五九号)
七 未亡人母子保護に關する請願(中川俊思君紹介)(第六二二号)
八 引揚者援護に關する請願(岡良一君紹介)(第一〇〇号)
九 国民健康保険制度改善に關する請願(佐藤重遠君紹介)(第一〇三三号)
一〇 国民健康保険事業費全額國庫負担の請願(倉石忠雄君紹介)(第一〇四号)
一一 健康保険医療報酬の一部國庫負担の請願(岡良一君紹介)(第一〇五号)
一二 鹿屋市に国立綜合病院設置に關する請願(床次徳二君紹介)(第一〇六号)

- 一三 国立高崎病院澁川分院の施設拡充並びに独立の請願(小淵光平君紹介)(第一七四号)
- 一四 国民健康保険法の一部改正に関する請願(床次徳二君紹介)(第一七五号)
- 一五 鹿兒島県揖宿地区を中心とする地域を国立公園に指定の請願(上林山榮吉君紹介)(第三二六号)
- 一六 国立療養所患者賠償費算増額に関する請願(伊藤憲一君外一名紹介)(第二四九号)
- 一七 長期入院者に対する生活扶助基準引上げの請願(伊藤憲一君外一名紹介)(第二五〇号)
- 一八 国民健康保険に対する国庫補助増額並びに国民健康保険法改正の請願(庄司一郎君紹介)(第二五九号)
- 一九 消費生活協同組合法の一部改正に関する請願(岡良一君外一名紹介)(第二六一号)
- 二〇 宮崎市大字田吉に国立療養所設置の請願(川野芳満君外四名紹介)(第二六二号)
- 二一 国立八日市病院移転経費国庫補助の請願(堤ツルヨ君紹介)(第二六三号)
- 二二 和歌浦、紀三井寺地区を国立公園に追加指定の請願(今村長太郎君紹介)(第二八四号)
- 二三 桜島、指宿、開聞及び屋久島一帯を国立公園に指定の請願(床次徳二君紹介)(第二九二号)
- 二四 遺族の援護対策確立に関する請願(吉川久衛君紹介)(第二九四号)
- 二五 盛岡市所在の引揚被災者仮住宅設備改善に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三八一号)
- 二六 看護行政の強化並びに看護業務者の福祉法制定の請願(吉田省三君紹介)(第三九〇号)
- 二七 国民健康保険事業費全額国庫負担の請願(吉川久衛君紹介)(第三九七号)
- 二八 国民健康保険制度改善に関する請願(井出一太郎君外二名紹介)(第四二五号)
- 二九 同(小金義昭君紹介)(第五五六号)
- 三〇 同(石田博英君外四名紹介)(第五七四号)
- 三一 同(今村長太郎君外一名紹介)(第五七五号)
- 三二 同(井上信貴男君外二名紹介)(第五七六号)
- 三三 同(山口六郎次君外一名紹介)(第五七七号)
- 三四 同(青柳一郎君紹介)(第六七〇号)
- 三五 同(白井佐吉君紹介)(第六七五七号)
- 三六 同(米原利君外二名紹介)(第六七四号)
- 三七 同外一件(井出一太郎君紹介)(第八〇七号)
- 三八 同(門司亮君紹介)(第八〇八号)
- 三九 国民健康保険事業費全額国庫負担の請願(吉川久衛君紹介)(第四二六号)
- 四〇 遺族の援護対策確立に関する請願(青柳一郎君外一名紹介)(第四四四号)
- 四一 同(村上勇君紹介)(第六二八号)
- 四二 同外十件(小川平二君紹介)(第六六三三号)
- 四三 同(足立篤郎君紹介)(第六九五号)
- 四四 同(坂口主税君外一名紹介)(第八〇三三号)
- 四五 同(近藤鶴代君外五名紹介)(第八〇四号)
- 四六 未亡人母子の福祉増進に関する請願(山本猛夫君紹介)(第四六三三号)
- 四七 恩賜財団済生会の機構改革に関する請願(福田昌子君紹介)(第四六四号)
- 四八 国民健康保険法の一部改正に関する請願(江崎真澄君紹介)(第五〇二二号)
- 四九 国立療養所特別会計制反対の請願(菊田アサノ君紹介)(第六四四号)
- 五〇 兵庫県立第二養老院設置に関する全額国庫負担の請願(米窪満亮君紹介)(第六八五五号)
- 五一 朝鮮引揚医師及び歯科医師の受験資格に関する請願(田中元君紹介)(第六九九九号)
- 五二 外地引揚医師の受験資格に関する請願(佐竹晴記君紹介)(第七二三号)
- 五三 医薬分業反対に関する請願(神田博君外八名紹介)(第七二四号)
- 五四 妙高高原一帯を国立公園に指定の請願(塚田十一郎君紹介)(第七五八号)
- 五五 国立佐倉病院の施設改善に関する請願(伊藤憲一君外一名紹介)(第七六五号)
- 五六 双葉住宅、災害に更生資金支給の請願(田中堯平君外一名紹介)(第七七〇号)
- 五七 らい患者の待遇改善に関する請願外一件(伊藤憲一君外一名紹介)(第八九七号)
- 五八 国立療養所菊池恵楓園患者に被服等支給の請願(丸山直友君紹介)(第九〇三三号)
- 五九 沼部村授産場の施設拡充に関する請願(庄司一郎君紹介)(第九一六号)
- 六〇 社会事業振興に関する請願(大石武一君外一名紹介)(第九一七号)
- 六一 国民健康保険制度改善に関する請願(岡崎勝男君紹介)(第九五六号)
- 六二 土浦市所在の引揚者住宅改善に関する請願(金塚孝君紹介)(第九七五号)
- 六三 国立療養所菊池恵楓園の施設拡充及び改善に関する請願(岡西明貞君紹介)(第九八三三号)
- 六四 医学実地修練費予算増額の請願(丸山直友君紹介)(第九八五号)
- 六五 引揚医師国家試験施行回数増加の請願外一件(大野伴睦君紹介)(第九八七号)
- 六六 国立看護教員養成所設置の請願(吉田省三君紹介)(第九九四号)
- 六七 助産婦等の再教育費国庫負担の請願(吉田省三君紹介)(第九九六号)
- 六八 り、病看護婦の国立休業所設置に関する請願(吉田省三君紹介)(第九九七号)
- 六九 保健婦助産婦看護婦法の一部改正に関する請願(吉田省三君紹介)(第九九八号)
- 七〇 添田町二又爆発、災害の救済に関する請願(江田斗米吉君外七名紹介)(第一〇〇六号)
- 七一 湘南、三浦一帯を国立公園に指定の請願(永井要選君紹介)(第一〇三六号)

七 愛知県内養魚場を未墾地買収の対象から除外の請願（江崎真

一八 女満別村所在の国有牧野拂
下の請願（松田鐵藏君紹介）（第
一七九号）

二〇号)

三〇 広瀬村地内国有林の一部拂下促進の請願(庄司一郎君紹介)

五六号)
四一 農業災害補償法の一部改正
に関する請願(圓谷光衛君外一

五一 荒川及び駒込川の毒水排除
に関する請願（山崎岩男君外一
名紹介）（第四七三号）

- 一一〇 供出割当減額補正の請願
(阿左美廣治君紹介)(第一〇六一号)
- 一一一 同(竹村奈良一君紹介)(第一〇六二号)
- 一二二 農地法の不当適用排除に関する請願(佐藤重遠君紹介)(第一一三〇号)
- 一二三 開拓者保護に関する請願(伊藤郷一君紹介)(第一一三二号)
- 一二四 いも類の高度完全利用製造工業化に関する請願(八木一郎君紹介)(第一一三四号)
- 一二五 巨椋池耕地の排水施設完備に関する請願(中野武雄君紹介)(第一一三五号)
- 一二六 早期供出奨励金制度並びにいも類の統制撤廃等に関する請願(池田峯雄君外一名紹介)(第一二〇〇号)
- 一二七 農業災害補償法の一部改正に関する請願(竹村奈良一君外一名紹介)(第一二〇八号)
- 一二八 白石町に国立こども総合研究所開設の請願(庄司一郎君紹介)(第一二二二号)
- 一二九 高知県下の国有林拂下げに関する請願(長野長廣君紹介)(第一二二四号)
- (水産委員会)
- 一 柳井漁港施設拡充の請願(佐藤榮作君外三名紹介)(第三三二号)

- 二 尾札部村川汲に船入ま、築設の請願(川村善八郎君外二名紹介)(第三七号)
- 三 萩漁港修築の請願(吉武惠市君紹介)(第四九号)
- 四 網地浜に防波堤築設の請願(庄司一郎君紹介)(第一五四号)
- 五 南串山村字京泊に船だまり築設の請願(坪内八郎君紹介)(第一八三三号)
- 六 師崎漁港改修の請願(久野忠治君紹介)(第一八五号)
- 七 羽幌漁港修築促進の請願(玉置信一君外一名紹介)(第二六四号)
- 八 沖の島漁港築設費国庫補助の請願(平井義一君紹介)(第三六〇号)
- 九 水産金庫設置に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三九四号)
- 一〇 漁業災害補償制度設定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三九五号)
- 一一 漁港法制定に関する請願(小高嘉郎君紹介)(第三九六号)
- 一二 漁港法制定に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第七六三三三)
- 一三 漁船法並びに漁船船員法制定に関する請願(小高嘉郎君紹介)(第七八〇号)
- 一四 徳島県下の漁港修築に国庫補助の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第五二六号)

- 一五 萩漁港修築の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第五五四号)
- 一六 長洲漁港修築の請願(永田節君紹介)(第六二四号)
- 一七 漁港施策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第五四八号)
- 一八 三厩村漁港拡張工事促進の請願(山崎岩男君紹介)(第四七一七号)
- 一九 増毛漁港拡張工事施行の請願(佐々木秀世君外一名紹介)(第八一五号)
- 二〇 様似漁港等築設費全額国庫負担の請願(篠田弘作君紹介)(第九〇八号)
- 二一 木直船入ま、築設の請願(田中元君紹介)(第五四〇号)
- 二二 久遠船入ま、拡張工事施行の請願(富永格五郎君紹介)(第六七七号)
- 二三 追直浜に船入ま、築設の請願(篠田弘作君紹介)(第九〇九号)
- 二四 久慈港に船だまり築設の請願(鈴木善幸君紹介)(第五四二二)
- 二五 大浜湾に船だまり築設促進の請願(内海安吉君紹介)(第六三九号)
- 二六 志和岐浦に船だまり築設の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第七二五号)
- 二七 室蘭市に北海道水産試験場

- 支場設置の請願(篠田弘作君紹介)(第九〇七号)
- 二八 魚族資源の維持培養に関する請願(小高嘉郎君紹介)(第七七七号)
- 二九 漁業金融に関する請願(小高嘉郎君紹介)(第七七九号)
- 三〇 茂生港船入ま、修築の請願(苦米地英俊君紹介)(第九八八号)
- 三一 汐吹船入ま、築設工事促進の請願(富永格五郎君紹介)(第一一〇三三)
- 三二 青谷港防波堤築設に関する請願(稲田直道君紹介)(第一〇八四号)
- 三三 瀬崎漁港施設災害復旧の請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二八号)
- 三四 豊岬漁港築設の請願(玉置信一君紹介)(第一一五〇号)
- 三五 太田名部港船だまり工事継続の請願(鈴木善幸君紹介)(第一一五二一)
- 三六 吉里吉里港修築工事継続の請願(鈴木善幸君紹介)(第一一五二二)
- 三七 越喜来村崎浜の防波堤延長並びに物揚場築設の請願(鈴木善幸君紹介)(第一一五三三)
- 三八 根白漁港修築促進の請願(鈴木善幸君紹介)(第一一五七号)

- 三九 小浜港に船揚場施設工事促進の請願(鈴木善幸君紹介)(第一一五八号)
- 四〇 磯崎漁港修築の請願(鈴木善幸君紹介)(第一一五九号)
- 四一 野田港に漁港並びに避難港の施設実施の請願(鈴木善幸君紹介)(第一一六〇号)
- 四二 田老漁港修築の請願(鈴木善幸君紹介)(第一一六一号)
- 四三 大槌漁港修築継続の請願(鈴木善幸君紹介)(第一一六二二)
- 四四 赤岡町に漁港築設の請願(長野長廣君紹介)(第一二〇二二)
- (通商産業委員会)
- 一 十津川村電化事業費国庫補助の請願(前田正男君外一名紹介)(第五四四号)
- 二 見立鉾山の鉱毒防止に関する請願(佐藤重遠君紹介)(第一一八八号)
- 三 瀬田川の発電計画に関する請願(河原伊三郎君紹介)(第一八九号)
- 四 機械工業行政の一元化に関する請願(小峰柳多君紹介)(第一三七七号)
- 五 中小企業に対する融資促進の請願(石原圓吉君紹介)(第二三八号)
- 六 九州の電力危機緩和に関する

- 請願(川野芳満君紹介)(第二五五号)
- 七 伏木港に貿易事務所設置の請願(橋直治君紹介)(第二六〇号)
- 八 荒尾市周辺の飲用地復旧促進の請願(寺本齊君外三名紹介)(第二九三号)
- 九 瀬戸市に電気試験設備設置の請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第四七二号)
- 一〇 天然ガス開発事業に対する融資の請願(神田博君紹介)(第四八〇号)
- 一一 中小企業の金融対策に関する請願(江崎真澄君紹介)(第四九七号)
- 一二 度量衡法の一部改正に関する請願(江崎真澄君紹介)(第五〇三号)
- 一三 上水道供給用電力割当制度改正の請願(江崎真澄君紹介)(第五一七号)
- 一四 炭鉱向け電力割当に関する請願(岡田春夫君外二名紹介)(第七〇〇号)
- 一五 夜間学校を緊急停電措置から除外の請願(福井勇君紹介)(第七〇五号)
- 一六 上椎葉の電源開発促進に関する請願(上林山榮吉君紹介)(第七〇六号)
- 一七 寒冷地に対する衣料品等特配の請願(牧野寛素君紹介)(第八二五号)
- 一八 開拓地の電気導入施設費国庫補助の請願(若林義孝君外五名紹介)(第八三一号)
- 一九 助産婦等に業務用必需品配給の請願(吉田省三君紹介)(第九九五号)
- 二〇 ネオガソリンの増産及び普及に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一〇一七号)
- 二一 松尾鉱山の鉱毒対策費国庫補助の請願(山本猛夫君紹介)(第一〇三二号)
- 二二 自動車産業に対する月賦販売資金融通の請願(春日正一君外一名紹介)(第一〇七四号)
- 二三 同(田中織之進君外一名紹介)(第一〇七五号)
- 二四 同(三宅則義君紹介)(第一二二二号)
- 二五 広畑製鉄所再開促進の請願(河本敏夫君紹介)(第一一九八号)
- (運輸委員会)
- 一 高山線電化の請願(岡村利右衛門君紹介)(第四四三三号)
- 二 山口線電化に関する請願(佐藤榮作君外二名紹介)(第九〇一号)
- 三 上野、宇都宮間及び西毛線電化促進の請願(大澤嘉平治君外一名紹介)(第四五三三号)
- 四 札幌、小樽間電化の請願(苦米地英俊君外一名紹介)(第五九六号)
- 五 千葉、佐倉間電化促進の請願(外三件竹尾式君紹介)(第一七一七号)
- 六 大宮、宇都宮間及び大宮、高崎間並びに高崎、小山間電化促進に関する請願(山口好一君外二名紹介)(第一一七八号)
- 七 鶴岡、落合間に電車線敷設の請願(池田正之輔君紹介)(第八九五号)
- 八 岐阜駅改築促進の請願(大野伴陸君紹介)(第五八二二号)
- 九 湧別駅改築の請願(林好次君紹介)(第八八九号)
- 一〇 大山口駅改築の請願(稲田直道君紹介)(第一〇八六号)
- 一一 山形市飯塚路切に線橋架設の請願(松浦東介君外一名紹介)(第一〇一〇号)
- 一二 丹波大山駅上家復旧促進に関する請願(佐々木盛雄君紹介)(第二七二二号)
- 一三 本橋駅に線橋架設の請願(志田義信君紹介)(第三三三二二号)
- 一四 平野駅のホーム拡張の請願(高橋英吉君紹介)(第六七八号)
- 一五 吹田駅北出口地下道開設促進の請願(小西寅松君紹介)(第三四四四号)
- 一六 吹田駅北出口地下道開設工事促進の請願(田中萬逸君紹介)(第五八八八号)
- 一七 金島村小野子に停車場設置の請願(小峯柳多君紹介)(第三〇四号)
- 一八 可美村に国鉄停車場設置反対の請願(中村幸八君紹介)(第七六一号)
- 一九 花釜線上有住村に新駅設置の請願(鈴木善幸君紹介)(第一一六三三号)
- 二〇 岩原駅を荷物駅として存続の請願(長野長廣君外三名紹介)(第一〇四二二号)
- 二一 姫路市に鉄道局設置の請願(井之口政雄君外三名紹介)(第七〇七号)
- 二二 盛岡市に鉄道局設置の請願(外一件山本猛夫君紹介)(第九八〇号)
- 二三 盛岡市に鉄道局設置の請願(山本猛夫君紹介)(第一七号)
- 二四 千葉鉄道局設置の請願(田中豊君外一名紹介)(第一〇二四号)
- 二五 姫路市に鉄道局設置の請願(立花敏男君紹介)(第二二一〇号)
- 二六 日振トンネル工事継続の請願(篠田弘作君紹介)(第九一四号)
- 二七 山形市の都市計画に伴う物件移転費補償に関する請願(松浦東介君外一名紹介)(第一一四号)
- 二八 日の影線列車増発に関する請願(佐藤重遠君紹介)(第六九号)
- 二九 湯の元駅に下り急行列車停車の請願(床次徳二君紹介)(第一一六号)
- 三〇 鹿兒島、門司間夜行列車運輸開始の請願(上林山榮吉君紹介)(第二七四四号)
- 三一 鉄道用品の地方調達に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一八号)
- 三二 日出駅に貨物取扱開始の請願(松田鐵藏君紹介)(第三〇二七号)
- 三三 千里丘駅に貨物取扱開始の請願(田中萬逸君紹介)(第五八七号)
- 三四 栗田駅の正式営業開始の請願(大和田義榮君紹介)(第五九号)
- 三五 鉄道用炭を海上輸送復活の請願(橋直治君紹介)(第四五四号)
- 三六 同(池田正之輔君外三名紹介)(第八一九号)
- 三七 鉄道用炭を海上輸送継続の請願(橋直治君紹介)(第三四二二号)
- 三八 大阪港に自由港区設置の請願(前田種男君外一名紹介)(第二号)

九八 塩竈港の修築費国庫負担増額その他に関する請願（庄司一郎君外八名紹介）（第三〇一号）
九九 仙石線拂下の請願（庄司一郎君紹介）（第三〇号）
一〇〇 仙合陸運局の所管区域を東北六県に変更の請願（庄司一郎君紹介）（第一四九号）
一〇一 日本通運株式会社の港湾運送業進出反対の請願（前田郁君紹介）（第七六二号）
一〇二 自動車運転技術者養成のための燃料特配の請願（大西弘君紹介）（第三八八号）
一〇三 観光事業振興対策に関する請願（岡村利右衛門君紹介）（第五二三号）
一〇四 余部塔に燈台設置の請願（有田喜一君紹介）（第三七五号）
一〇五 陸中黒崎に燈台設置の請願（鈴木善幸君紹介）（第六四八号）
一〇六 気象官署拡充に関する請願（納澤まき子君外一名紹介）（第一一八三号）
（郵政委員会）
一 川崎市南河原郵便局復活の請願（白井佐吉君紹介）（第三号）
二 野方郵便局復活に関する請願（花村四郎君外一名紹介）（第三六号）
三 川合郵便局に集配事務開始の

請願（前田正男君紹介）（第六五号）
四 此花郵便局復興促進の請願（前田種男君紹介）（第一七七号）
五 川崎市鹿島田に特定郵便局設置の請願（白井佐吉君紹介）（第二六八号）
六 簡易保険及び郵便年金の融資再開に関する請願（井出二郎君紹介）（第二八八号）
七 川原村に特定郵便局設置の請願（坪内八郎君紹介）（第二八九号）
八 新庄市金沢に郵便局設置の請願（岡村安正君紹介）（第八二三号）
九 簡易生命保険及び郵便年金の融資再開促進に関する請願（江崎一治君外三名紹介）（第一〇八一号）
一〇 岩津町大字宮下字ヲチタに無集配郵便局設置の請願（千賀康治君外一名紹介）（第一一二二号）
一一 岩津町大字宮石村外三部落間に無集配郵便局設置の請願（千賀康治君紹介）（第一一五四号）
一二 特定郵便局における勤務時間に関する請願（江崎一治君外三名紹介）（第一一六九号）
（電気通信委員会）
一 鈴鹿市の電話交換方式改善に関する請願（水谷昇君紹介）（第一七六号）

二 宮崎電話局の復旧並びに自動式電話機設置の請願（川野芳満君紹介）（第三七四号）
三 同一市内の市外電話地区改善に関する請願（江崎真澄君紹介）（第四九九号）
四 国際無線通信士の待遇改善に関する請願（田淵光一君紹介）（第五二二号）
五 同（加藤充君紹介）（第五二二七号）
六 同（松澤兼人君紹介）（第六三七七号）
七 私設電話に関する請願（中村純一君外二名紹介）（第六九六号）
八 川崎市市内の電話交換方式改善に関する請願（白井佐吉君紹介）（第八一〇号）
九 佐渡ヶ島、本土間に無線電話架設の請願（風間啓吉君紹介）（第九二四号）
一〇 都城、宮崎市間電話地下ケーブル線敷設の請願（淵通義君外四名紹介）（第一〇〇九号）
一一 仙合電話局に自動電話交換機設置の請願（庄司一郎君紹介）（第一〇三五号）
一二 帯広、札幌間電話回線施設増加促進に関する請願（高倉定助君紹介）（第一〇五八号）
一三 東北地方の無線通信施設拡

充整備の請願（小笠原八十美君紹介）（第一一四一号）
一四 碧南市に電話局設置促進の請願（千賀康治君外一名紹介）（第一二四八号）
（建設委員会）
一 岡山県下各河川の砂防工事施行の請願外十九件（大村清一君紹介）（第一号）
二 猿ヶ石川上流に堤防築設の請願（山本猛夫君紹介）（第一九号）
三 大沢田川砂防工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第二二二号）
四 閉伊川水系各河川の砂防工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第二四号）
五 国道六号線に陸橋架設促進の請願（山崎猛君紹介）（第三二二号）
六 大日川上流にダム築設の請願（原健三郎君紹介）（第三三三号）
七 災害復旧費増額の請願外十六件（倉石忠雄君紹介）（第四〇号）
八 鬼怒川に築堤並びに護岸工事施行の請願（鈴木明良君紹介）（第四五号）
九 大日川護岸工事施行の請願（原健三郎君紹介）（第五〇号）
一〇 馬淵川改修区域延長並びに工事促進の請願（小笠原八十美君紹介）（第五一号）
一一 府県道石動羽咋線及び石動・下河合線の一部改修に関する請願（内藤隆君紹介）（第一一七号）

一二 井野川改修工事施行の請願（小峯柳多君紹介）（第一三〇号）
一三 起、竹ヶ鼻間の木曾川に架橋の請願（大野伴陸君紹介）（第二四三三号）
一四 大川橋架替に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一四五号）
一五 三国街道改修促進の請願（宜四郎君紹介）（第一八二二号）
一六 神之川の災害復旧並びに開発事業促進に関する請願（上林山榮吉君紹介）（第三二八号）
一七 住宅組合法の一部改正に関する請願（石原圓吉君紹介）（第二三九号）
一八 治山治水事業促進に関する請願（大橋武夫君紹介）（第二六九号）
一九 田坂川砂防工事促進の請願（阿左美廣治君紹介）（第九二七五号）
二〇 生駒山地すべり防止工事促進の請願（前田正男君紹介）（第二七八号）
二一 姫路以西岡山県境界までの国道改修の請願（堀川恭平君紹介）（第二八〇号）
二二 市川を国直轄河川に編入の上改修工事施行の請願（堀川恭平君紹介）（第二八一号）
二三 夢前橋架設の請願（堀川恭

- 平君紹介(第二八二二号)
- 二四 福岡県の上水道及び給水施設復旧の請願(中島茂喜君紹介)(第二九八号)
- 二五 宇美町の炭害復旧費国庫補助増額の請願(中島茂喜君紹介)(第二九九号)
- 二六 高瀬川改修の請願(松浦東介君紹介)(第三一一号)
- 二七 立谷川改修の請願(松浦東介君紹介)(第三一二号)
- 二八 広島県の県道改修の請願(宮原幸三郎君紹介)(第三二三号)
- 二九 野川坂附近に架橋促進の請願(庄司一郎君紹介)(第三一六号)
- 三〇 寒河江川上流改修の請願(松浦東介君紹介)(第三一七号)
- 三一 西興部村の道路開設の請願(松田鐵藏君紹介)(第三一八号)
- 三二 岡山県における府県道二号线中の一部改修並びに国道に編入の請願(橋本龍伍君紹介)(第三二〇号)
- 三三 福岡県の災害復旧費補助金交付の請願(衛藤速君紹介)(第三二二号)
- 三四 阿武隈川下流改修工事施行の請願(千葉三郎君紹介)(第三二二号)
- 三五 大淀ダム調査に関する請願(佐藤重遠君外一名紹介)(第三二三号)
- 三六 大淀川上流諸支川改修促進の請願(瀬戸山三男君外四名紹介)(第三二五号)
- 三七 清武川の復旧工事施行の請願(川野芳満君外四名紹介)(第三二六号)
- 三八 宮古橋架替工事施行の請願(菅家喜六君紹介)(第三二七号)
- 三九 大内川改修の請願(菅家喜六君紹介)(第三二八号)
- 四〇 会津地方の河川改修促進の請願(菅家喜六君紹介)(第三二九号)
- 四一 倉津川改修工事費国庫補助の請願(松浦東介君紹介)(第三三〇号)
- 四二 国道二十三号線の一部改修の請願(大西弘君外七名紹介)(第三三一号)
- 四三 災害復旧事業費国庫補助及び配付増額の請願(川野芳満君外四名紹介)(第三三五号)
- 四四 亀崎、高浜間の衣ヶ浦に架橋の請願(久野忠治君紹介)(第三三七号)
- 四五 東葛飾郡の利根遊水地区堤防並びに水門築設工事促進の請願(内藤友明君紹介)(第三三八号)
- 四六 北見市、若佐村間道路開設の請願(松田鐵藏君紹介)(第三三九号)
- 四七 大淀川国直轄改修工事促進の請願(川野芳満君外四名紹介)(第三四〇号)
- 四八 郡上郡の砂防工事施行の請願(平野三郎君紹介)(第三四一号)
- 四九 国道五号線中一部改修促進の請願(岡司安正君紹介)(第三四六号)
- 五〇 宝満川改修の請願(高橋權六君紹介)(第三五〇号)
- 五一 府県道小郡古部線改修の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三五一号)
- 五二 俵山、古市間府県道改修継続の請願外一件(佐藤榮作君外五名紹介)(第三五二号)
- 五三 橋本橋を鉄橋に架替の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三五五号)
- 五四 猪名川改修促進の請願(吉田吉太郎君紹介)(第三五七号)
- 五五 淀川改修促進の請願(浅香忠雄君外二名紹介)(第三五九号)
- 五六 災害復旧費予算増額の請願(吉川久衛君紹介)(第三六一号)
- 五七 小野田市の三道路改修の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三六二号)
- 五八 宇部市内の戦災道路復旧の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三七七号)
- 五九 道路予算増額に関する請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三八二号)
- 六〇 国道二号線外二路線の改修並びに装束の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三八五号)
- 六一 小丸川河川統制事業に対する国庫補助増額の請願(川野芳満君紹介)(第三八六号)
- 六二 林野行政と砂防行政を建設省に統合の請願(大野伴陸君紹介)(第三九一号)
- 六三 府県道高森、下松線改修促進の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第三九八号)
- 六四 下関市内の道路橋りょう整備工事に国庫補助の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第四〇九号)
- 六五 災害復旧費増額の請願(吉川久衛君紹介)(第四一八号)
- 六六 同井出一太郎君紹介(第四三四号)
- 六七 接收土地家屋の借上料増額に関する請願(守島伍郎君外一名紹介)(第四三四号)
- 六八 万波貯水池築設の請願(岡村利右衛門君紹介)(第四三五号)
- 六九 岐阜、富山間県道を国道に編入の請願(岡村利右衛門君紹介)(第四四二号)
- 七〇 豊橋、富山間の県道を国道に編入の請願(岡村利右衛門君紹介)(第四四五号)
- 七一 吉井川下流改修工事促進の請願(若林義孝君外七名紹介)(第四四七号)
- 七二 淀川改修工事促進の請願(井上良二君外二名紹介)(第四四九号)
- 七三 最上川岩点橋下流の川幅拡張並びに築堤工事施行の請願(上林與市郎君紹介)(第四五〇号)
- 七四 釧山トンネル開設の請願(村上勇君紹介)(第四五七号)
- 七五 内川を準用河川に編入の請願(石田博英君紹介)(第四五九号)
- 七六 山内川砂防工事並びに米代川護岸工事促進の請願(石田博英君紹介)(第四六〇号)
- 七七 千代村地内の米川及び林野に砂防工事施行の請願(今村忠助君紹介)(第四六二号)
- 七八 安倍川堤防増築の請願(神田博君紹介)(第四八一号)
- 七九 松本、高山間道路を国道に編入の請願(江崎真澄君紹介)(第四九八号)
- 八〇 上水道整備事業に対する補助増額の請願(江崎真澄君紹介)(第五〇八号)
- 八一 庶民住宅建設費に関する請願(江崎真澄君紹介)(第五〇九号)

八二 賃貸庶民住宅の処分に関する請願(江崎真澄君紹介)(第五一〇号)

八三 愛知県地震復興に關する請願(江崎眞澄君紹介)(第五一四号)

八四 災害復旧対策に關する請願(江崎眞澄君紹介)(第五一五号)

八五 同(砂間一良君紹介)(第六八一号)

八六 災害復旧事業に対する国庫補助増額の請願(江崎眞澄君紹介)(第五一六号)

八七 芦屋から六甲山を経て有馬に至る県道拡張の請願外二件(原健三郎君紹介)(第五二五号)

八八 木屋川利水事業促進の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第五三三号)

八九 堀花川治水工事施行の請願外五件(田中重彌君紹介)(第五三八号)

九〇 北上川上流に調整池築設の請願(鈴木善幸君紹介)(第五四三三號)

九一 阿武郡地内の県道改修に關する請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第五五〇号)

九二 府県道田万崎、萩線の一部改修に關する請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第五五一号)

九三 徳山市道西浦線改修の請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第五五二号)

九四 山口県の災害復旧費に關する請願(佐藤榮作君外五名紹介)(第五五三三號)

九五 日野川にえん堤築設の請願(足鹿覺君紹介)(第五五五号)

九六 内川改修費国库補助の請願(庄司一郎君紹介)(第五七九号)

九七 東北地方の中部落定地域綜合開發に關する請願(庄司一郎君外六名紹介)(第五八〇号)

九八 吉井川下流改修工事促進の請願(刈田アサノ君外一名紹介)(第五九一号)

九九 東三河地方に砂防工事施行の請願(江崎眞澄君紹介)(第五九九号)

一〇〇 市之瀬川砂防工事施行の請願(江崎眞澄君紹介)(第六〇〇号)

一〇一 奈根川上流に砂防工事施行の請願(江崎眞澄君紹介)(第六〇五号)

一〇二 知多半島の観光道路及び産業道路改修促進の請願(早稻田柳右エ門君外一名紹介)(第六二〇号)

一〇三 庄内川改修工事施行の請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第六二二一號)

一〇四 庄内川水系各河川に砂防工事施行の請願(江崎眞澄君紹介)(第六二三号)

一〇五 常呂川治水工事施行等の一

請願(松田鐵藏君紹介)(第六二七号)

一〇六 北上川改修工事施行の請願(内海安吉君紹介)(第六三四号)

一〇七 浅水村地内の北上川右岸に新水路開設の請願(内海安吉君紹介)(第六三五号)

一〇八 福島県下の災害復旧並びに治山治水事業施行の請願外八件(池田峯雄君外一名紹介)(第六四一號)

一〇九 建設業法の一部改正に關する請願(井之口政雄君外二名紹介)(第六四三三號)

一一〇 尾花沢、富次間県道改修の請願(志田義信君紹介)(第六四五三號)

一一一 渥美郡下の各河川に砂防工事施行の請願(江崎眞澄君紹介)(第六五五号)

一二一 東山沢川砂防工事施行の請願(西村直巳君紹介)(第六五六号)

一二二 三河平野内各河川に砂防工事施行の請願(江崎眞澄君紹介)(第六五七号)

一二三 女鳥羽川改修促進の請願(降旗德弥君外三名紹介)(第六六七二號)

一二四 利根川上流の堤防修築並びに護岸工事施行の請願(鈴木明良君紹介)(第六七〇二號)

一二六 浜田、広島間県道を国道に編入の請願(木村榮君外一名紹介)(第七〇八号)

一二七 松代、枯木平間県道改修の請願(笹森順造君紹介)(第七二六号)

一二八 三峯川治水工事施行の請願(林百郎君紹介)(第七六六号)

一二九 吉井川上流改修工事施行の請願(刈田アサノ君紹介)(第七六九号)

一二〇 北見市、若佐村間に道路開設の請願(松田鐵藏君紹介)(第八一一号)

一二一 愛知県下各河川に砂防工事施行の請願(田島ひで子組介)(第八一七号)

一二二 最上地域綜合開發事業促進の請願(圖司安正君紹介)(第八一八号)

一二三 猿羽根峠にトンネル開設の請願(圖司安正君紹介)(第八二二一號)

一二四 旭川改修工事及び旭川合同用水工事促進の請願(星島二郎君外六名紹介)(第八二六号)

一二五 牧田川ダム築設の請願(大野伴陸君紹介)(第八二七号)

一二六 潤川治水事業促進の請願(宮峰靖君外一名紹介)(第八三二二號)

一二七 東京都西部地区各河川改修の請願(花村四郎君外一名紹介)(第八三三三號)

一二八 和歌山県下災害復旧事業助成の請願(今村長太郎君外五名紹介)(第八三五号)

一二九 里浦大手海岸に護岸工事施行の請願(生田和平君紹介)(第八三六号)

一三〇 智頭川砂防工事施行の請願(稻田直道君紹介)(第八三七七号)

一三一 釜石峠にトンネル開設促進の請願(内海安吉君紹介)(第八三八号)

一三二 国道二十三号線一部改修の請願(藥師神岩太郎君紹介)(第八四〇号)

一三三 大淀川上流改修の請願(瀬戸山三男君外四名紹介)(第八四五号)

一三四 阿武隈川下流改修工事施行の請願(庄司一郎君外二名紹介)(第八四九号)

一三五 瀬戸、千種間県道改修の請願(川本末治君紹介)(第八五〇号)

一三六 岡山、鳥取両県間県道を国道編入に關する請願(稲田直道君紹介)(第八八四号)

一三七 湧別川に橋りょう架設の請願(林好次君紹介)(第八八八号)

一三八 鶴岡、白岩間道路改修の請願(池田正之輔君紹介)(第八九六号)

- 一三九 丹生川上流にため池築設の請願(圖司安正君紹介)(第八九九号)
- 一四〇 渡良瀬川改修促進の請願(森下孝君外一名紹介)(第九〇〇号)
- 一四一 千田村地内の信濃川に護岸工事施行の請願(田中角榮君紹介)(第九〇二号)
- 一四二 砂川、新十津川間の石狩川に架橋の請願(篠田弘作君紹介)(第九〇五号)
- 一四三 愛知川綜合開発事業促進の請願(河原伊三郎君紹介)(第九二二号)
- 一四四 田尻川等改修の請願(高橋清治郎君紹介)(第九二七号)
- 一四五 大久保部落の地すべり防止工事継続の請願(田中彰治君紹介)(第九三〇号)
- 一四六 吉田川等改修促進の請願(庄司一郎君外二名紹介)(第九三一号)
- 一四七 小平、幌加内、西村間に道路開設の請願(玉置信一君紹介)(第九三二号)
- 一四八 城端、白鳥間道路開設並びに細毛峠にトンネル開設の請願(土倉宗明君紹介)(第九三六号)
- 一四九 国道五号線改修促進の請願(池田正之輔君紹介)(第九三七号)
- 一五〇 胆沢川上流砂防工事施行の請願(山本猛夫君紹介)(第九八一号)
- 一五一 葛飾区の台風被害復旧並びに防備施設費国庫補助の請願(中島守利君紹介)(第一〇〇〇号)
- 一五二 宮崎県の災害復旧費全額国庫負担の請願(測通義君外四名紹介)(第一〇一一号)
- 一五三 由良川河水統制えん堤工事再開並びに改修工事促進の請願(前尾繁三郎君紹介)(第一〇一二号)
- 一五四 広瀬、大沢開拓地内広瀬川に橋りょう、架設の請願(庄司一郎君紹介)(第一〇一八号)
- 一五五 一ツ瀬川改修工事施行の請願(測通義君外四名紹介)(第一〇二六号)
- 一五六 宮崎県下各河川の砂防工事費国庫補助の請願(測通義君外四名紹介)(第一〇二八号)
- 一五七 赤岡町から岸本町を経て吉川村に至る間の海岸に防波堤築設の請願(長野長廣君紹介)(第一〇二九号)
- 一五八 宇治、伊野、八田三箇町村の排水工事等に関する請願(長野長廣君紹介)(第一〇三〇号)
- 一五九 千曲川、犀川の堤防強化に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第一〇三九号)
- 一六〇 瓶岩村にダム築設の請願(長野長廣君紹介)(第一〇四一号)
- 一六一 高知、越知間国道改修工事施行の請願(長野長廣君紹介)(第一〇四三号)
- 一六二 日立製作所住宅建設費融資あつ、旋の請願(石野久男君紹介)(第一〇四七号)
- 一六三 接收私有地の救済に関する請願(山手満男君紹介)(第一〇五九号)
- 一六四 財田川防災ため池築設の請願(福田繁芳君紹介)(第一〇六五号)
- 一六五 伊野町、西條町間連絡道路開設の請願(長野長廣君紹介)(第一〇七一号)
- 一六六 安芸町、馬路村間連絡道路開設の請願(長野長廣君紹介)(第一〇七二号)
- 一六七 延岡、富島間国道改修工事促進の請願(佐藤重遠君紹介)(第一〇七七号)
- 一六八 青谷川河口改修に関する請願(稲田直道君紹介)(第一〇七八号)
- 一六九 由良川改修に関する請願(稲田直道君紹介)(第一〇八八号)
- 一七〇 名古屋、新潟間国道改修の請願(今村忠助君紹介)(第一一三三号)
- 一七一 碧南地方の災害復興費国庫負担に関する請願(千賀康治君紹介)(第一一四四号)
- 一七二 蜷川改修工事促進に関する請願(千賀康治君外一名紹介)(第一一四五号)
- 一七三 天龍川改修並びに三峰川、小澁川砂防工事施行の請願(今村忠助君紹介)(第一一五六号)
- 一七四 思川に築堤並びに護岸工事施行の請願(山口好一君紹介)(第一一七七号)
- 一七五 利根川根本治水対策実施の請願(山口好一君紹介)(第一一七九号)
- 一七六 伊野から池川を経て久万に至る間に道路開設の請願(長野長廣君紹介)(第一二〇一号)
- 一七七 国道二十三号線改修促進の請願(成田知巳君紹介)(第一二〇九号)
- 一七八 旭川改修及び旭川合同用水工事促進の請願(逢澤寛君紹介)(第一二二三号)
- (経済安定委員会)
- 一 警備消防用揮発油増配の請願(江崎眞澄君紹介)(第五二〇号)
- 二 副食券の廃止に関する請願(島村一郎君紹介)(第八八五号)
- 三 飲食営業臨時規整法の一部改正に関する請願(山本猛夫君紹介)(第九七九号)
- 四 小売業者の登録票交付手数料免除に関する請願(坪内八郎君紹介)(第九八九号)
- 五 非現業官庁の現業職員に労務者用物資割当に関する請願(伊藤憲一君外一名紹介)(第一一一八号)
- 六 用紙の統制撤廃に関する請願(江崎一治君外三名紹介)(第一一七〇号)
- 頁段 行 誤 正
- 一三三 規金 現金
- 一四二 価物 物価
- 一四二 填重 慎重
- 一四四 官廷 宮廷
- 一五一 通りに 通いに
- 一五二 常上 席上
- 一五二 三 なければ
- 一五二 新聞紙上 新聞紙上
- 一五二 三 あたあざる あたわざる
- 衆議院会議録第十六号中正誤
- 頁段 行 誤 正
- 三二四 類の 頭の
- 三三一 九(井上良二(小笠原八二君提出)十美君外十名提出)
- 三三三 外三十五名 外三十六名

